

独立行政法人改革等に関する分科会第3WG
第5回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、所定の時間になりましたので、ただいまから「独立行政法人改革等に関する分科会第3WG」の第5回目の会合を開催致したいと思います。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、本日の資料の確認をさせて頂きたいと思いますので、事務局からお願い致します。

○事務局 お手元に資料が配付されているかと思います。会議資料と致しまして、議事資料等あるかと思います。

資料1に農水省関係の資料、具体的には、森林保険特別会計及び森林総合研究所、農林水産消費安全技術センター、農林漁業信用基金、農業者年金基金の4法人に関する資料をお手元にお配りしております。各省からの配付資料等も入っております。

資料2でございます。文部科学省所管の日本原子力研究開発機構に関する資料をお配りしております。

資料3と致しまして、原子力規制委員会所管の原子力安全基盤機構に関する資料をお配りしております。

お手元にあることを御確認頂ければと思っております。

○座長 皆様よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これから各法人のヒアリングに入りたいと思います。

本日は、先ほど御紹介がありましたように農林水産省所管の森林保険特別会計及び4法人、文部科学省所管の1法人のヒアリングを行います。その後、原子力安全基盤機構の国への統合について事務局より報告を頂いて、最後に、独立行政法人が実施する金融業務のガバナンスにつきまして、ディスカッションをすることとしております。

まず最初に、農林水産省所管の森林保険特別会計及び森林総合研究所からヒアリングを行いたいと思います。農林水産省所管の森林保険特別会計及び森林総合研究所の方に入室して頂きますので、しばらくお待ち頂きたいと思います。

(農林水産省、森林総合研究所入室)

○座長 それでは、これからヒアリングに入るわけでございますが、本日は御多用中のところ、皆様においで頂きまして、ありがとうございました。

まず、ヒアリングに入る前に、本特会に係ります特別会計の改革の経緯につきまして、行革事務局から説明をお願い致します。

○事務局 前々回も申し上げましたけれども、特別会計改革につきましては、政府の行革推進会議において検討が行われ、本年6月の行革推進会議の取りまとめにおきましては、民主党政権で検討されていた内容を含め検証した結果、従来からの取り組みを引き継ぎ、改革を実現すべきとされたところでございます。

その改革の方針の1つと致しまして、国が自ら事業を実施している特別会計勘定について、国が実施主体となることが不可欠であるものを除き、民間または独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど見直しを行うとの方針が示されまして、具体的な改革案は

事業を担う法人のあり方と一体で検討するとされたところでございます。

これを受けまして、独法への業務移管が検討対象となる特会につきましては、本分科会で御検討頂くこととなったものでございまして、その検討対象の1つとなっておりますのが、この森林保険特会でございます。昨年の閣議決定の内容も踏まえつつ、国から独法への業務の移管及び特会の廃止につきまして、御検討頂きたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまからヒアリングを行うわけでございますが、このヒアリングにつきましては、基本的に主務省から事前に提出頂いております法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」の記載内容を中心に、5分以内ということで主務省から御説明を承りたいと思います。その後、質疑を行いたいと思っておりますので、まず最初に、農水省の方から御説明をお願いしたいと思います。

○農林水産省 森林総合研究所のヒアリングということでございます。まず、農林水産省が所管している森林保険特別会計の改革案から御説明をさせて頂きたいと思っております。

政府は、森林国営保険法に基づいて、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を填補する森林災害に対する総合的な保険を運営しており、森林保険特別会計を設置して経理しております。

この森林保険特別会計における、特別会計に係るこれまでの検討経緯でございます。本日、補足資料として「特別会計見直しの考え方について」という縦の資料を用意させて頂いております。これをご覧ください。

(1)にございますように、平成17年の閣議決定を踏まえて、森林保険特別会計を廃止し、森林保険業務は独立行政法人に移管するとした経緯がございます。その後の経緯については、そこに書いてあるとおりでございますけれども、これまでの経緯を踏まえた森林保険特別会計について(3)をご覧ください。

森林保険業務自体は、国自ら実施主体として行うことが不可欠ではありません。ただ、公共上の見地から、必ず行われる必要があると考えております。林野庁では、民間に委ねることについて、これまでに有識者による検討会での検討や、損害保険会社、全国森林組合連合会などとの意見交換を重ねてきたところでございます。しかしながら、自然災害を対象とする森林保険は、リスクが極めて高いということ、それから森林保険業務の実施に必要な技術的な知見や人員を有していないということ、森林保険のマーケット規模が小さくて参入する魅力が乏しいことなどから、自ら森林保険を引き受けるという者はありませんでした。ということで、民間への移管は困難と判断しているところでございます。

このため、森林保険業務は、独立行政法人に移管した上で、森林保険特別会計は廃止することにしたいと考えております。移管先の独立行政法人としては、填補の対象となる森林の自然災害に関する専門的知見を有する、全国に出先機関があつて、異常災害が発生した場合の損害査定等に関する基本的な体制が整っているということから、森林総合研究所が適当と考えております。

なお、森林総合研究所への移管に当たっては、異常災害により巨額な保険金支払いが必要となった場合にも、森林所有者に迅速かつ円滑に保険金の支払いができるよう、国によるリスク補完措置が必要でございまして、債務保証やその他必要な財政上の措置が必要と考えております。

森林総研における森林保険業務の実施体制については、独立行政法人通則法に基づく組織運営及び管理の体制を整備するということにはしておりますが、あわせて森林総研の既存業務の研究開発などとは区分して経理する。森林保険業務を担当する30名から40名程度の内部組織を既存の組織とは別に設置する。森林保険に関する知見を有する林野庁職員が森林総研に出向し、森林国営保険が持っておりました保険料率の算定関連データや、算定方法などを森林総研に承継する。損害保険会社や森林組合系統、広く民間から出向を受け入れ、保険数理に対する専門性を高める。保険数理等に係る外部有識者を含むリスク管理に関する委員会を法人内部に設置し、定期的に保険料率の見直しを行う。内部監査組織を置き、リスク管理状況を日常的にチェックする。填補対象とする損害及び目的物については、引き続き現状と同様に法律で規定したいと考えておりますし、農林水産大臣が保険料率等について監督、具体的には審査や変更命令を行うということを考えております。こうした実施体制によって、森林保険を適切に運営していきたいと考えております。

あわせて、本日、A4横の参考資料を配付させて頂いていると思っておりますけれども、一番最後の3ページ目をご覧になって頂ければと思います。

現在、森林総合研究所においては、研究開発業務部門と、平成20年に緑資源機構から引き継ぎました水源林造成事業などの部門を運営しております。両部門には、それぞれ担当の理事を配置して勘定を区分し、各勘定ごとに財務諸表を作成するなどしております。業績評価についても、研究開発の観点と、公共事業の執行の観点、それぞれ目標を立てて評価を実施しております。

水源林造成事業を研究機関で実施することについては、研究開発部門において実施している効率的な森林管理育成技術に関する研究成果を森林整備の効率化に直接いけるというメリットがあると考えております。この水源林造成事業については、財政融資資金の償還や、水源林資産の保全等の法人が抱える経営管理上のリスク管理の重要性を踏まえ、今回新たに法人内部に外部有識者も含めたリスク管理に関する委員会を設置し、業務に伴うさまざまなリスクを把握、分析、モニタリングし、適時適切に必要な措置が講じられるようリスク管理体制の強化を図る方向で検討しているところです。

以上、ちょっと長くなりまして申しわけございません。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

○委員 御説明ありがとうございました。

私の方から、そもそものところ、独法に移管される方向で御検討ということですので、今、御説明は頂いたのですが、通則法の趣旨で、民間にできることは民間にというのがあ

りますので、そここのところの確認をさせて頂きたいと思います。

関係者を交えていろいろ御検討されたというところでしょうか、本当に民間に委ねることができないのか。同様の業務、もちろん諸外国でもこういうものが必要であるのではないかと思います。ヨーロッパとかの方が再保険とかの機能が発達している部分もあろうかと思いますが、そういうスキームを使いながら日本でやることはできないのかとか、それから、移管先としてこの森林総研を選ばれた理由、特に金融業務はこれまでやっていらっしやらなかったと思うのですが、他方、森林の管理とか、そちらの方はノウハウはお持ちだと思うのですが、こちらの独法を選ばれた理由を再度確認させて頂ければと思います。

○農林水産省 まず、民間の方でできないのかということにつきましては、私どもとしても、かなりしっかりと調べたつもりでございます。日本を代表するような損害保険会社7社とヒアリングを行っておりましたし、その他名前を挙げることはできませんけれども、個別の保険会社とも、100回以上の意見交換などを繰り返して参りました。しかしながら、自然災害を対象とする森林保険というのが大変リスクが高いということ、また、そういうものについて取り扱っている知見がないということ、また、そもそもマーケットの規模が小さいというようなことから、残念ながら自ら引き受けを行うという民間の会社がなかったというところでございます。さりながら、先ほどの御説明のとおり、この森林保険がなくてよいということにはございませんので、独立行政法人に移管をさせて頂きたいと考えているところでございます。

おっしゃられたとおり、ヨーロッパにおきましては、公的な組織で保険をやっているスイスのような国もあれば、あるいは民間損害保険会社で対応しておるところもございます。ただ、日本はヨーロッパに比べますと、自然災害、特に風水害の影響や、あるいは噴火といった災害も頻度としても高いと考えておりますし、なかなかヨーロッパのようにはいかないということが、民間会社からの御返答の中にも表れているのではないかと考えております。

森林総研でのお引き受けの関係につきましては、我々としては、これまで森林国営保険としてやってきた知見、ノウハウというものがございますので、こちらの方を職員と一緒に独法にきちんと承継していくことによって、この業務は森林総研の方で適切に運営できるものと考えております。

○農林水産省 委員の方から、諸外国の問題で再保険というお話がございました。今般、意見交換の中で、損保会社には再保険を措置しますよと、措置する方向で考えていますということまでお話をさせて頂いたのですけれども、それでもとても引き受けられないという御意見がございました。

また、再保険については、国が再保険をすることによって、特別会計がまた必要だとか、勘定が必要だとかという問題もございますので、そういうことも勘案して、今回こういう形を考えさせて頂いたということでございます。

○委員 ありがとうございます。

もう一つ続けてですけれども、では、今回このように業務を移管することになれば、特会の方はそれで完全に廃止ということで問題ないということでしょうか。これも確認ですが、お願い致します。

○農林水産省 もちろん所要の法律改正は必要になりますけれども、森林国営保険の移管先が決まりまして、当該移管先に既存の契約を移して、あるいは積立金その他権利、義務、そういうものも全て移管することができれば、森林保険特別会計は廃止するという事でよろしいかと思えます。

○委員 ありがとうございます。

○座長 どうぞ。

○委員 先ほど御説明があったと思えますけれども、森林総研の方から見れば、また異質な業務を抱え込むことになるわけですが、そのガバナンスは、先ほどの御説明ですと、少し分けた形で適切に行うという理解でよろしいのですか。

○農林水産省 先ほど御説明しましたように、経理も区分します。それから、組織もそういう部門をつくって、先ほど申し上げた30名から40名ぐらいの組織になろうかと思えますけれども、改めてそこに設置して、林野庁からの人間が出向するとか、損保会社だとか、森林組合からの現地での調査だとか、そういうことに知見のある者を雇わせて頂いて運営したいと思っておりますし、リスクの問題については、外部有識者を入れた、森林保険の業務をするリスク管理委員会と、他の業務をするリスク管理委員会、それぞれ分けて実施していきたいと思っております。

○委員 そうすると、森林総研の中で、少し独立してガバナンスを考えると。国の関与のあり方も、主務大臣と理事長の関係以外に別に関与のあり方があるということでしょうか。

○農林水産省 森林保険に関して、先ほども申し上げましたように、保険料率をどうするかということに関して、例えば農林水産大臣が届け出があったものを審査して、御意見を述べるというようなことを考えております。これは政策的に必要なという意味もございますので、農林水産大臣の方から、いたずらに保険料率を高くされては、また加入者がどんどん減って行って、森林保険ということ自体が成り立たないということもありますので、そういうこともあわせて、農林水産大臣の方からしたいと思っておりますし、おっしゃられた意味で言えば、別の流れというものはあると思っております。

○委員 区分された森林保険について、さらに国がその部分について債務保証するとか、そういった必要も出てくるのですか。

○農林水産省 債務保証につきましては、重大な災害が出て、お手元の資料の2ページ目にご覧のように、最近では40億とかですが、こういう程度であれば今、問題なく支払われると思えますけれども、非常に大きな災害が発生して、こういうものを飛び越えるような重大なものが出た場合には、今の積立金等ではお支払いできないということも出てき

ますので、そういう意味では債務保証というようなことを財務省と御相談をさせて頂いて、法律の制度にきちっと乗せてやらせて頂きたいと思っております。

○委員 わかりました。

○座長 どうぞ。

○委員 リスク管理体制の御説明についてはよくわかりましたけれども、今は特会で運営していますから、林野庁の職員が移管に伴って森林総研に出向するのは、当初はやむを得ないと思いますが、いつまでも出向しているということだと、結局特会でやっているのと余り変わらないという、お財布が移っただけになってしまうという話なので、まさに独立行政法人という形で自前化するかということについての見通しをお聞かせ頂ければと思います。

○農林水産省 まず、当初移管する時点では、専門的な知見とか、そういうものがございませんので、林野庁なり損保会社からの出向を頂きまして運用していきますけれども、軌道に乗っていきますれば、独法で改めて職員を採用するとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

○座長 人数が少ないからなかなか難しいと思いますが、そこら辺はリスク管理とか、区分経理との関係でやって欲しいのですけれども、ちょっと時間がないので、2点だけ質問申し上げて、回答がもし間に合わなければ後でいいと思います。

法人シートの様式6にも書いていますように、先ほど御説明があった水源林造成事業については、森林・林業基本計画において公的な関与が必要な施策に入っているから、今後とも継続してやるのだという御回答なのですけれども、これは今の見直しの附則だと、別に恒久的にやるとなっていないですね。ですから、そこら辺についてのお考えはどうかということと、今度、森林保険を独法に移管してしまうと、水源林造成事業との利益相反の問題をどう管理していくのかという問題が出て参りますので、簡潔に答えられるなら、今、お答え頂きたいと思います。

○農林水産省 それでは、ただいまのことについて御説明させて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

まず1点目、確かに現行、附則の中でこの水源林造成事業がやられているということで、元々国有林野事業の関係が独法化するところに一緒にするという部分もありましたけれども、現在、特に森林総合研究所自体が効率的な森林管理、育成技術、そういったものもしっかりやっている。水源林造成事業にこの成果をしっかり取り入れることによって、事業自体が非常に効率化、コスト改善につながるということで、森林総研でやるのが非常に効率的でふさわしいと我々としては考えております。

それから、水源林に関しては、まだ上流域に対する木の生えていないところ、そういったところがございますので、公益的機能の発揮のために、そこをしっかりとっていくということは必要だと、我々として考えているところでございます。

利益相反の関係でございますけれども、基本的に利益相反自体は一般的に法律で定めて

いるものはございません。したがって、法律には抵触しないと我々は考えておりますが、森林保険業務の運営に疑義が生じてしまうことがあっては問題がございますので、水源林造成事業の新規契約、今後行われる契約については、保険の加入は行わないということで取り扱いたいと思っております。

既契約の部分については、もし何らかの被害があった場合には、分収林契約者の関係者が評価に関与することは排するという事をして、さらに第三者委員会を設けて、その評価が適切に行われているかをしっかりと抽出審査をして、透明性を高めていきたいと考えております。

○座長 1点だけ追加の質問をお願いしたいのですが、今、森林総研の研究の成果を生かして効率化できると思われているということですが、その具体的な証拠というのでしょうか、研究といいましょうか、そういうのも後でお出し頂きたいと思います。

その他、事務局で。

○委員 保険料の設定の説明がありましたが、法律で定めることは引き続きやるというお話なのですけれども、いろいろな問題が起こり得ると。つまりどういうことかということ、林野庁から出向して、当初は森林総研で保険業務をやるということなのですが、そうすると、本省というか林野庁に保険料を査定できる職員がちゃんと残せるのか。森林総研からこういう保険料でやりたいという話が出てきたときに、本省で、大臣にきちんとそれでいいということを審査できるスタッフがちゃんと残せるのかどうかということと、それから逆の問題もあると思うのです。これはむしろ政治的にそういう可能性があると思うのですが、農林水産大臣が、低い保険料ないしは高い保険金を給付しろというようなことを言って、森林総研が逆に困るというようなことが起こりかねないとは思っているのです、そういうようなことが起こらないようにする仕組みをちゃんと整えられるのかどうかということについて、お答え頂ければと思います。

○座長 どうぞ。

○委員 今の御説明に追加の御質問で、例の水源林造成事業との兼ね合いで利益相反が起こらないということなのですが、水源林を新たに造成したものについては、保険の新規契約はなさないということなのですが、そこは大丈夫なのかなというか、植えかえたときにこそやらなければ保険契約が使えなくなってしまって大丈夫なのかなと。

○座長 場合によっては、今の各委員からの質問に加えて、事務局からの質問もあるかと思えます。あるいは場合によっては、また追加的なヒアリングを行うこともあるかもしれませんが、また御協力のほどお願いしたいと思います。まだまだ議論したい点も残されておりますが、本日は時間の関係上、とりあえず一旦これでヒアリングを終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

(農林水産省、森林総合研究所退室)

○座長 それでは引き続きまして、農林水産省所管の農林水産消費安全技術センターから

ヒアリングを行いたいと思います。これから農林水産消費安全技術センターと農水省の関係者が入室されますので、しばらくお待ちください。

(農林水産省、農林水産消費安全技術センター入室)

○座長 それでは、これからヒアリングを行います。本日は御多用中のところ、皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

このヒアリングでございますが、法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載された内容を中心に簡潔に、主務省の農林水産省から、5分以内というところで時間厳守で説明をお願いし、それから質疑に入りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは説明をお願いしたいと思います。

○農林水産省 お手元に説明資料をお配りしておりますけれども、これに従って少し御説明をしたいと思います。

まず、私ども消費・安全局でございますけれども、国民の健康を守る、食の安全を守るという仕事を担当しております。これは非常に重要な仕事である、国の責務であると考えておるわけであります。この消費・安全局でございますが、平成15年に設置されたわけですが、関係法令に基づきまして、安全な食品を安定的に供給する、そのための施策を展開しております。農林水産消費安全技術センター、FAMICと略しておりますけれども、FAMICは、私どもが所管しております食品安全に係る規制行政の一部を担っております。私どもと密接に連携しながら、農業生産資材や食品の検査等を行っております。具体的に言いますと、農薬、あるいは肥料といった農業生産資材の登録、あるいは製造所等への立入検査を通じて食品の安全を確保するということ、それから、農林水産物等の品質及び表示の適正化を通じた消費者の利益の保護、あるいは食品の安全の保護、そういうことに資するための業務を行っております。

このFAMICが担っている業務ですけれども、本来、農林水産省が直接実施をすべきものと私どもも考えておりますけれども、これまでの独法化の流れの中で、公務員型の特定の独法が担うもの、行うものと位置づけられたものでございまして、行政と一体不可分で進めておるものでございます。FAMICは、実際に法令に基づきまして、企業等の私有地に立ち入って、設備あるいは帳簿、そういうものを検査するという公権力の行使の中でも強い権限を付与されておまして、そういう面からも、職員には公務員の身分を与えられている特定独法となっております。

2ページ目、FAMICの沿革でございますが、元々これは国の機関でございました農薬検査所あるいは肥料検査所、そして農林水産消費技術センター、これが平成13年の独法化によりまして、それぞれが3つの独法になったわけでございますが、平成17年の行政改革の重要方針に従いまして、平成19年に食品の安全の確保、総合力の発揮をねらいとして、この3独法を統合して、現在の体制になったわけでございます。平成19年の統合の際の国会審議の中でも、FAMICは国が行っていた食の安全あるいは消費者の信頼確保に直結する業務を

行っていて、公権力を行使する機関であるから、動植物検疫と同様に、本来は国が直轄でやるべきだということとか、あるいはFAMICの立入検査を受ける側、あるいは消費者から見たときの相手側の理解、食の安全、安心というものを理解してもらうためには公務員の身分が必要だと、質疑の中でそういうような確認がされたところでございます。この3法人が統合した後も、事務所の廃止統合など整理・合理化にはもちろん努めてきたわけでございます。

3 ページ目、食品安全行政の動向とFAMICの業務のかかわりということで御説明をさせて頂きたいと思っております。平成13年に、BSE、御存じのように狂牛病でございますけれども、これが国内で発生致しまして、BSEは人畜共通感染症でございますして、プリオン、原因物質に汚染された飼料を食べて家畜が感染して、その家畜を肉といいますか、あるいはいろいろな部位を人が食べて変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病になる。最終的には死に至る病気になる。こういうことがありました。

あるいは、それ以外にもいろいろな事案がありまして、消費者の食品安全に関する関心、あるいは期待といいますか、そういうものが高まる中で、平成15年に食品安全基本法が施行され、私ども農水省でも消費・安全局をつくり、関係法令を強化、組織の見直しを行ったというわけでございます。

最近でも、福島原発事故に伴う放射性物質によります食品あるいは生産資材の汚染の問題がございました。具体的に言えば、放射性物質に汚染された飼料、わらの問題もございましたけれども、そういうものを食べた家畜あるいは堆肥、これも広域流通しておるわけですが、こういうものに対して迅速に検査をする、実際には、FAMICがいろいろな飼料を検査するというところを行ってきているわけで、こういう行政については、欧米では公務員が自ら実施をしているということでございますが、仮にこれを非公務員型の独法にした場合にどうなるかという問題がございまして、争議行為の問題がございまして。やはり食品の安全という面では、これが1日でもとまることがない、長期にとまることが含めて、争議行為の問題が一番大きいと私どもは考えております。公権力の行使、それから争議行為の問題、これが特定独法であるゆえんであると考えております。

4 ページ目以降は、こういう事案についての御説明でございますので、省略をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

○座長 昔、別のところでこれを議論したことがあるのですが、他の委員から詳しい質問があると思うのですが、公務員の身分であるということイコール公権力の行使というわけではないということで、行政法の先生はそういうことをしきりに主張されています。要するに、法令上の根拠があれば、身分が公務員であろうが、非公務員であろうがそれはできるのだというのが、何年か前に行政法の大先生が言っていた話なもので、当然この重要性と公権力的なものを行使するという点については、私は何ら異議がないのですが、それと公務員の身分ということとはやはり違うのではないかという感じは持っております

ので、それは他の方から詳しく、具体的にお尋ねしたいと思います。

○委員 御説明ありがとうございました。今の身分ところで、追加でお尋ねさせて頂ければと思いますが、確かに本当に重要な仕事をなさっていると思うのですが、やはり独法の議論をこれまでも何年もやってきて、停滞したら国民が困る大事なお仕事はたくさんあるのです。それでいろいろな議論を経ながら、相当多くの独法の職員の方の身分が非公務員化されていて、それでも何年もたっていて、例えば自然災害のときに困りますという話があったけれども、非公務員化したら何か支障が起きているかということ、支障は起きていないと思うのです。ですから、今回のFAMICさんのようなお仕事の中身で見ても、公権力の行使に相当するようなことを非公務員型の独法でやっていらっしゃる例も幾つもおありになりますし、例えば相手方が嫌だとおっしゃったときに、罰則が付されるような立入検査をなさるというケースも、それこそ御省の所管の、例えば家畜改良センターであるとか種苗管理センターさんであるとか、そういうところでもやっていらっしゃると思いますので、必ずしも非公務員化するとすぐに争議権が行使されてということにはならない。民間も仕事は仕事として社会的な使命としてやっていますので、非常に必要のあるときに争議権を行使して仕事をやらないということは、余りやらないのではないかと思います、非公務員化について前向きに御検討頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産省 非特定独法といいますか、非公務員型にする場合の論点に、今、御指摘のように、確かに公権力の行使の問題と争議の問題はあると思います。1つは、公権力の行使について言えば、確かに議論で言えばみなし公務員化の議論があることは承知しております。それぞれの個別法、例えば農薬取締法云々についても、それぞれの中で罰則規定もございまして。守秘義務の問題あるいは公務執行妨害の問題も、確かに法的な手当てをすればよいという議論があることは承知しております。私どもはそこについては、公務員であるという身分が相手側に対する理解が速やかに捉えられるのではないかという問題、その点においては、個別に手当てをすれば不自由ないではないかという議論があることは承知しておりますけれども、逆に言えば、特定独法でそこについての問題点があると考えていないという点が1点。

それから、争議の問題でいいますと、例えばこれを外部化したり、外注したりすることもできるのではないかということですが、あるいは国が直接やるべきではないかという議論もあると思います。元々FAMICが国の機関だったということもあって、例えば農薬に関するいろいろなものであるとか、飼料に関するいろいろな知見、行政的な知見も含めて、全て実はFAMICが持っていて、国はそれをできる職員がほぼいなくなっているということになります。ですから、もし争議があればこの部分はとまってしまいます。これをやるためにまた国にそういう人間を持たなければいけない。そういう面では、独法化していく動きの中と逆行するのではないかという点が1点。

それともう一点は、検査の問題は、例えばアウトソーシングすればいいのではないかということがありますがけれども、一般的に検査をアウトソーシングするときには、どの項目

を幾ら、例えば単価契約で結ぶこともあります、それは何をやるかというのが決まっていればいいのですけれども、緊急事態には何をやるかわからない。例えば、その物に何が入っているかわからないようなものを検査することを、あらかじめやっておくことは非常に難しいです。

長期にわたってそれを契約すればいいではないかということもありますけれども、それができるような機関は非常に少ない。大学とかでも、大学というのは研究機関であって分析屋さんではないので、普通に委託契約を結ぶようなどころではありませんし、そういう面では、今、持っておるFAMICの機能を維持できる状態をどうするかということが一番大事なので、そのためには、1日でもとまらない、あるいは長期間にとまらないということ担保できるためには、やはり公務員型特定独法である方がいい。これは22年のときの行革あるいは総務省の独法の検討の中でも、公務員型で特定独法であることを維持するというにされたわけで、そういう面では、こういうことについての議論の中でも、これまで見直しの中でも、そのことの御理解が得られてきて、こういう形になっているということでございますから、今回の見直しにあっても、そこについてはぜひ御理解を賜りたいと考えておるわけでございます。

○座長 どうぞ。

○委員 御説明の中でちょっと飛躍があったかなと思うのですが、別にアウトソーシングまでこちらから申し上げているわけではなくて、国の大事なお仕事だということは十分承知しておりますので、国の機関、独立行政法人であるFAMICの職員として業務をやってくれるのであれば、職員の方の身分については、例えばみなし公務員の規定であるとか、そういうことで担保をすれば、非公務員でもできるのではないですかということで申し上げました。ちょっと誤解されたような、そこまでは申し上げているつもりはありませんので、ただ、それでも十分にこれだけの大事なお仕事ができるのではありませんかということで申し上げておりますので、よろしくお願い致します。

○座長 別の観点から。どうぞ。

○委員 別の観点というか、今の話を部分的にないがしろにしてしまうことになるかもしれませんが、もちろん公権力の行使にかかわる業務をされている方もいらっしゃいますが、先ほどの沿革で御説明あったように、必ずしも公権力の行使に関係ないFAMICの職員もいらっしゃるわけですね。それでいて公務員だという話になっているというところの対応関係のそごがまずある。

それから、もちろん日本の財政にお金がたくさんあるなら、いろいろお金を出して維持できるかもしれませんが、御承知のように非常に大きな借金を抱えていて財政難なわけです。それでいて運営費交付金でこれだけの職員を維持している。やはりもう少し検査のところ、全部は委託できるとは思わないけれども、委託できるものは民間の研究所に委託するというようなことももっとやって、職員数をそれだけ多く抱えなくても済むような体制を模索していくとか、そのようなことは全くお考えになっておられないということなの

でしょうか。

○農林水産省 検査だけとかいろいろな立ち入りとか、そういうものが分離して業務があるわけではなくて、そういう実際の分析を担当している職員が立入検査もしている、そういう意味では一体不可分なわけです。どういう分析をやっているかとか、そういうノウハウがあるから、立ち入りにおいても何を見てきていいかということがわかるわけです。そういう観点に立ちますと、そのことを分離して、ある部分だけをアウトソーシングしていくというふうにはなかなか進んで参りません。そこについては、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

もちろん全体としての合理化、例えば事務所の統合であるとか、これまでいろいろな合理化は進めて参りました。例えば総務部門とか、間接的な部門についてのアウトソーシングはこれまで進めて参りましたし、今後もちろん、別にこれは独法だけではなくて全ての行政において、効率的な行政を求めていくのは当然のことでございますから、FAMICもまた同様に、そういうことについては考えていきたいと思えます。そういう意味で、やらないと言っているわけではないのですけれども、なぜそこが一緒にやっているかということについては、ぜひ御理解を賜りたいと思えます。

○座長 理解は別として、説明は承りました。

どうぞ。

○委員 別の話になりますが、農薬と肥料の登録検査業務、申請者は独法ではなくて国に登録手数料を支払って、その所要な費用というのは運営費交付金が財源になって措置されているという仕組みで、これ自体何というか非常に明確性が乏しいと思うのですけれども、この仕組みの中で、今の手数料はどう決定されていて、手数料以外でどう負担されているのか。そこは透明化されているのか、あるいはされていないとすると問題ではないかという問題意識を持っています。それから、受益者負担という関係が明確になっていないと、それは問題があるのではないかという気がしますが、そこはいかがですか。

○農林水産省 手数料の考え方ですけれども、単価とその業務にかかる時間を考えて積算しているわけですが、実際には、かかっている費用から見ると、確かに安く設定されていることは事実でございます。ただ、これは農業生産の振興という観点で、生産資材費を抑制するという観点から、政策的に手数料を抑制しております。

例えば生産コストの削減というのは、農水省としては重要な政策目標、課題にしておりまして、例えば大体生産資材費の生産コストにかかる割合は1割ぐらいあるのですけれども、米については、その生産コストを4割削減するという目標、これは日本再興戦略の中にも位置づけておるわけですが、その中で農薬については5%下げるという目標を掲げているわけです。そういう中で、それを受益者、つまり生産者といいますか、製造者の方に転嫁するというのは、最終的にはどこに転嫁されるかという、農家に転嫁され、最終消費者に転嫁されていくわけです。今、再興戦略の中ではそれを下げるという目標を掲げている中で、それをやっていくというのは、やはり政策的な矛盾になるのではないかと

と考えておりますので、ここについては御検討頂ければと思います。

○委員 手数料を値上げすると農薬の値段が上がって、農薬の値段が上がると農家がそれを米の値段に転嫁するという、そういう非常に長い因果関係を想定しておられるわけですが、そのそれぞれの段階について、具体的に定量的な検証はやっておられるのですか。

○農林水産省 もちろん最終的に、これがどう購入価格に転嫁されるかということについてはわかりません。逆に言えば、買う側が強ければ価格は転嫁されないわけです。そうするとどうなるかという、農家が疲弊するだけです。

○委員 ちょっと待ってください。それはおかしい。

○事務局 そうすると、あなたが言っているのは、赤字国債を出してもいいから農薬5%下げる目標を掲げるのだと言っているようなものです。それはおかしい話。

○委員 普通に考えれば、農薬を販売する事業者は民間企業ですね。その民間企業にいわば隠れた補助金を税金から与えているわけです。どうしてそういうことをしないと米の値段が上がるのかという、その因果関係もはっきりしないし、なぜ隠れた補助金が必要なのかといっても、全然納得感ないですね。

○農林水産省 少なくとも、現在、農薬のコストを5%下げるところが言われている中で、今、農薬の価格が上がる可能性、もちろんそれが定量的にどれくらい上がるかは確かにわかりませんが、可能性がある施策を。

○委員 その説明は全く納得していないし、理解もできないということを申し上げておきます。

○座長 事務局の方、何かございますか。

○事務局 1点だけ確認したいのですが、現役出向者は職員ゼロと書いてあるのですが、それは正しいのでしょうか。要は、今回我々は年度途中で中間整理としておりまして、単年度管理法人と中期目標をもってやる法人と2つの類型をつくるということにしているのですが、先ほどからのお話だと単年度管理がいいというお話なのですが、特に資料、最後のあたりで、特段御意見を頂いていないので、もし単年度管理でやっていくのが望ましいということで、もう少し追加で御意見頂ければなど。単年度管理に分類するかどうかというのは、今回1つの大きな論点なので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○農林水産省 私どもは、もちろん単年度管理型でお願いをしたいと思っておりますが、単年度管理の問題は、もう一つあるとすると、人事管理上の問題はあると思っておりますが、ここについては、確かに現在、実際には20人ぐらい、FAMICから農水省に来てもらっている職員もいます。あと地方の方でも何人かいるという現状になっています。人事異動がスムーズにできるのは特定独法の方だと考えております。非特定独法の場合も、身分といえますか、処遇の問題は変わらないというところでは正確ではないですね。変わらないではなくて、処遇の問題でいけば独法の処遇になるわけですが、そこについて、特定独法と非特定独法では、異動についてのスムーズさが違うというわけです。

○座長 御質問よろしいですか。

○事務局 最後に議論になった農薬検査手数料の話なのですが、実際にその業務にかかっているコスト、それから手数料収入、政策的補助になっているもの、これは量的に分析する。それから、手数料のコストアップが農薬価格にどのような影響を与えるのかというようなところ、そういうデータは今後出して頂く必要がありますし、それからやはり政策は透明性が重要なので、隠れた補助金ではなくて透明に、もし税金を使うというのが農水省の御判断であるならば、もっと透明な方法でやることは考えられないのかといったような、そういう御見解を求めることになると思いますので、御準備をお願い致します。

○農林水産省 わかりました。

○座長 いずれにしても、いろいろ追加の質問があるかと思しますので、後ほど事務局の方からお願い致します。また、場合によっては、追加的なヒアリングを行うこともあるかと思しますので、御協力のほどお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省、農林水産消費安全センター退室)

○座長 引き続きまして、農林水産省所管の農林漁業信用基金からヒアリングを行いたいと思います。ただいまから農林漁業信用基金の方あるいは農水省の方に入室して頂きますので、少しお待ち頂きたいと思います。

(農林水産省、農林漁業信用基金入室)

○座長 若干お待たせ致しました。本日は御多用中のところ、皆様においで頂きまして、誠にありがとうございます。

このヒアリングの進め方でございますが、冒頭、主務省の方から5分以内で、主として法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載された内容につきまして、簡潔に御説明を5分以内ということをお願いしたいと思います。その後、質疑に移りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、御説明をお願い致します。

○農林水産省 どうぞよろしくお願ひします。座って説明させて頂きます。

冒頭、お手元にお配りしている資料のうち、表紙がついている「行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会 第三ワーキンググループ 説明資料」という横長の資料、まずこれで概要を簡潔に御説明します。

表紙をめくって頂きまして、1枚目がカラー刷りの横長になっておりますけれども、御案内のとおり、農林漁業信用基金は、農林漁業分野での公的な信用保証制度ということで、県段階の信用基金協会、それから、国あるいは地方公共団体が出資しております。

仕組みですが、左下に図が書いてございますけれども、農業と漁業は基本的に同じような仕組みで、県段階に信用基金協会というのがありまして、そこが農家なり漁家に債務保証する者に対して、農林漁業信用基金が保険をかけるという仕組みでございます。林業の場合は規模が小さいので、基金が直接林業者などに対する債務保証を行っております。

それから、一番下の※にありますように、こういう業務の他に、農業関係の共済団体あるいは漁業関係の共済団体に対する共済金支払いの資金の貸し付けなどの業務も行っております。

1枚めくって頂きまして、この基金の成り立ちですけれども、過去、累次の組織見直しがありまして、農業、林業、漁業のそれぞれの保証・保険業務あるいは農業共済、漁業共済それぞれの貸し付け業務を別の団体で行っておいりましたのを、下から2つ目のところですが、昭和62年に認可法人として一旦全て統合しまして、その後、平成15年に現行の独法の形態になっております。

組織については、右側のとおり、今、御説明した業務に応じて組織をつくってございまして、役員が理事長、副理事長、監事を入れて9名、右下に書いてございますが、職員が108名という構成になっております。

概要の説明は以上ですが、1点だけ、24年1月の閣議決定で特殊会社化について検討となっております。これについて関係省庁と協議を行って、その可能性について検討を進めて参りました。その過程で、信用基金を特殊会社化する場合、税務当局は株式会社であるので課税するという立場であるため、その場合には法人税等の税負担が発生する。結局組織変更によって生じる税負担を農林漁業者の保険料負担に転嫁をせざるを得ないという状況になりますが、政策的な位置づけや業務内容に変更がない状況の中で課税されることについて、関係者の理解を得るのは難しいと考えております。

このため、特殊会社化は難しいという判断をしておりまして、今後、独立行政法人のガバナンスの強化が図られるのであれば、基金を特殊会社化するメリットは、ガバナンスの強化でできるのではないかと考えているところでございます。

冒頭の説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○委員 簡潔に、クリアな御説明ありがとうございました。

ちょっと確認をさせて頂きたいのですが、特殊会社化を検討されて、それはなかなか難しいというお話でございました。こういうときにいつも問題になるのですが、公租公課の問題があって、そここのところ負担が大きくなるというお話でしたが、例えば具体的にどの程度保険料率を上げないといけないのか、あるいは公租公課があって、どの程度納税のコストがかかるのかが定量的にわかると議論がしやすいのですが、そこら辺のところをちょっと伺わせてください。

○農林水産省 試算はしてみました。それで、例えば平成24年度、これは当期利益がちょっと多めに出ている年ですが、約64億円。これに対して、税法上の損金不算入項目とか、そういうのもございますので、それも勘案して法人税、住民税、事業所税等々、もろもろ入れると税負担が43億円という試算をしております。この年の保険料収入が51億円でござ

いますので、保険料収入の8割に相当する金額の税負担、例えば24年の試算でございますけれども、そういうことをやっております。

○委員 もう一つ追加で伺わせて頂きたいのですが、今、公租公課が非常に大きくかかるということを伺いました。例えば、特殊会社化をするというときに2つタイプがあって、民間出資が入っているものと、民間出資を除いたもののがあって、もちろんこれは税務当局と相談の上ですが、民間出資を除くと、場合によっては非課税になるわけですね。そうすると、例えば民間出資の現にあるものを整理をするような形で特殊会社化するという方法もあるのですが、その点どうでしょうか。

○農林水産省 そういうケースについての税負担という試算はしていないのですが、税務当局との議論を申し上げますと、端的に、株式会社となる以上は当然課税だということで、私どもは現行独法並みに非課税をお願いしていたわけですが、そこは例外は認められないということございまして、したがって、財務当局の立場の変更もなかったものから、それ以上の詰めは行っていないという状況でございます。

○農林水産省 ちょっと補足で、よろしいでしょうか。民間出資をどうするかという問題と、もう一つは、日本政策金融公庫が一応非課税法人ということになっていまして、それとの比較での議論を我々も税務当局としている中で、政府出資というのは、いわゆる入り口として当然という感じだったのですが、その他に、例えば基本的には最低限の法定出資金的なものを除けば、利益を内部留保せずに全額国庫に納付するだとか、それから、予算の議決は国会議決であるとか、ほとんど国と同一視できるぐらいの規律のもとにある、要は国と同じ規律のもとに服しているぐらいの法人だということで、本当に例外中の例外として認められているわけです。

この信用基金の場合は、どちらかという、運営費交付金ももらわずに民的な経営をしているわけですし、そういう中で、保険事業を行っているわけですから、通常の保険事業だとある程度の内部留保を持った上で、異常なリスクにも備えられるような、そういう運営をするのが通常だと思いますし、例えば、日本公庫と同じような取り扱いができるかといいますと、出資の取り扱い以外に、今、持っている内部留保も全部国庫納付できるかとか、そういういろいろな問題が出て参ります。例えば今、持っている内部留保を国庫納付するとすれば、通常であれば制度運営の安定性なり健全性が保てませんので、当然出資者の方というのは出資者であると同時に制度の利用者という側面も持っていますので、制度を利用する方から見ると、制度運営の健全性なり安定性が損なわれるということになると、なかなか理解を得ることは難しいのではないかと。そういう意味で、日本政策金融公庫と同じような取り扱いをするのは、いろいろな意味でなかなか課題が大きいのかなと思っております。

○座長 どうぞ。

○委員 特殊会社化の検討という話に戻しますけれども、特殊会社化を検討するときに、非課税措置が受けられないかもしれないという話だったわけですが、そのときに、民間か

らの出資について、うまく整理すれば非課税になるという可能性については何か模索をされたのですか。

○農林水産省 税務当局とやるときに、例えば公庫の場合、株式は政府全額出資ということになっています。それは大きなポイントだと思います。そこで私ども考えて、基金の特殊会社化のときに政府が株式全額出資、民間からの拠出は別の基金という案をかなり早い段階から持ち込んで、それでもとにかく公庫は例外中の例外で、それ以外の株式会社は全部課税という判断ですので、いろいろ工夫はしてみたのですが、やはり非課税とは認められなかったということです。

○委員 そうすると、今、おっしゃったのは、民間の出資については、基金のようなものに整理できるということなわけですね。

○農林水産省 非課税というのは大事な点ですので、どういう工夫ができるかというのは考えましたけれども、それでも非課税という点は乗り越えられなかったと考えています。

○委員 そうすると、逆に言えば、民間の出資が基金という形にできるとすれば、出資については政府がピュアにできる。今は官民両方を出しているわけですが、そういう整理ができる。ならば、別に特殊会社化までいかななくても、出資関係については日本公庫と整理できる形で統合できることになると思うのです。

○農林水産省 その点は、また税務当局と議論すれば同じ結論だろうと思うのです。というのは、結局税務当局の判断は、今の日本公庫が例外中の例外である。したがって、どういう形にせよ、基金という形にせよ民間出資のある形に公庫の制度設計を変えれば、税務当局の判断は同じだと思うのです。私どもが去年議論したときに、政府全部株式保有という条文を入れました、民間出資は別の形にしましたということで持って行ってだめと言われていましたので、公庫と統合ということで、公庫の政府全額株式保有、条文はちゃんと維持しています、民間出資はこういうことにしました、ちょっと変えただけだから同じではないですかって言っても、そこは税務当局の判断は同じだろうと思います。

○委員 ただ、では独法を1つ残していいかということ、一般国民がどう認識しているかという私の理解は、農林水産業従事者は全就業者の中で1割いないわけです。けれども、農林水産省に一体幾つ独法があるのだという感覚は、一般市民は持っているわけです。では、この基金を単体の独法のまま政府が抱え続けるということでもいいのか。そこについてはもう少し発展的な議論をしないと、あっちにくっつけられません、こっちにくっつけられません、非課税で認められません、では1つそのまま残しましょうということには、何のための改革かということ言えば、そういうことでは済まされないと私は思います。

それともう一つ、先ほど御説明があった沿革から言えば、独法ではなくて認可法人とか、何しろもっと民間の法人にして、運営費交付金も受けていないわけだから、もっとピュアに民間化するような方向というのもあるとは思うのですが、どうでしょうか。民間、例えば公益財団法人とかだと非課税になるわけですね。

○農林水産省 前回は、まず特殊会社化ということで、株式会社ということで議論させて

頂いたのも、ガバナンスの強化ということで、先生からの、会社法のガバナンスが強いから株式会社ということで閣議決定されたことですので、そこを外して組織形態を見直すことが主目的ではないと思います。論点はガバナンスの強化ということで、会社法ということになったことがあると思いますので、今日申し上げに来たのは、非課税という、非常に重要な点が乗り越えられなかったということでございます。

○事務局 今の御質問、認可法人にということなのですが、逆に平成15年に認可法人から独法になったときに、この法人が行う保険契約とか保証契約に対する国の関与というのは、ピフォア・アンド・アフターで制度的に何か変わったのですか。

○農林水産省 認可法人に関しては、23年の議論のときにヒアリングを受けて、すぐ戻せる法人形態としては認可法人というのがありますと申し上げたのですが、そこはもう論外というような反応でしたので、ちょっと議論の対象とは思っておりませんでした。

○事務局 認可法人に戻すことは可能なのですか。

○農林水産省 形式的には可能だとは思いますが、それがガバナンスの強化になるのかどうかとか、そういう問題だと思います。

○委員 もちろん認可法人に戻せと今、私が申し上げたわけでは決してなくて、ガバナンスを強化した上で、かといってこういうのを単体で残せるほど国民の目は、何のために改革しているのだということも含めて捉えて頂きたい、そういうことを申し上げたいということです。ちょっと私ばかり時間をとって、済みません。

○座長 重要な御指摘だと思います。

○委員 ちょっと視点を変えて質問させてください。ちょっと視点を変えて、日本政策金融公庫、日本公庫との関係を考えると、日本公庫さんが中小企業者分野については、融資と保証に対する信用保険との両方を一緒になさっているわけですね。農業のこの分野についてだけ、わざわざ特殊会社化をして、保証に対する信用保険だけをするという制度を持つことが、逆に非常にぜいたくな感じがするのですけれども。先ほど公租公課のお話がありましたけれども、全体として統合の効果が得られればそのところでメリットがあるのですが、要するに、なぜこの分野だけを切り出して1つの単体の組織として残さないといけないのかということ、日本公庫さんとの関係等も考えながら、ちょっと伺いたい。

○農林水産省 端的に申し上げれば、農林漁業分野の特殊性はあるのですが、議論の経緯として申し上げますと、24年の閣議決定に至る議論は、まさに公庫と統合できるだろうというところからスタートして、それは中小企業分野は入っているではないかと。そこは別に私どもも認めた上で、結局、民間拠出金があるということがネックになって、閣議決定は公庫統合ではなくて特殊法人化というところで議論を進めてきて、いろいろ工夫をして非課税というところにぶち当たったということですので、御指摘の点ですと、もう一回議論が振り出しに戻るのかなという気が致します。

○委員 確認になりますけれども、いずれにしても、ガバナンスの強化が必要だということはよく認識しておられる。そういう点で、会社法を参考にする、あるいはいろいろな意

味でこのガバナンスを強化する必要があるということはよく認識しておられて、金融庁検査を導入することについても特に問題ない、それもガバナンスの強化の一環として考えているという理解でよろしいですか。

○農林水産省 金融庁検査につきましても、金融関係業務をやっている独法というのは他にもありますので、横断的なルールということであれば、当然応じていく用意でございます。

○座長 時間が参りましたから、技術的なことでできないというのは、税務当局の判断は最終決定ではないと私は思っていますし、そこら辺は道路公団の民営化のときでもいろいろ議論があったところなので、一概にそう言われたという、文書が残っているかどうかも含めて、そこら辺の理由づけだけで国民に対して説明できるかというのは若干疑問に思うところもありますが、いずれにしましても、委員の御指摘等は非常にごもつともなので、そこら辺は、過去の経緯も含めてもう少し整理して、もし具体的に出せるものなら出して頂きたいと思っております。

いずれに致しましても、時間がかなり超過しておりますので、事務局からの質問も含めまして、追加の質問をさせて頂くことになろうかと思いますし、あるいは、場合によって、進展等がありましたら、追加のヒアリングをさせて頂くこともあるかと思いますので、また御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(農林水産省、農林漁業信用基金退室)

○座長 それでは、引き続きまして、農林水産省所管の農業者年金基金からヒアリングを行いたいと思います。ただいまから農林水産省と農業者年金基金の方に入室して頂きますので、しばらくお待ちください。

(農林水産省、農業者年金基金入室)

○座長 若干お待たせ致しまして、申しわけございません。本日は御多用中のところ、皆様においで頂きまして、ありがとうございます。

ヒアリングでございますが、冒頭、主務省の農林水産省から5分以内で法人シートの様式の6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載されました内容を中心に、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。その後質疑に入りたいと思っております。

それでは最初に、農林水産省から御説明をお願い致します。

○農林水産省 農業者年金基金について御説明をさせていただきます。

資料の表紙をおめくり頂きまして、これに沿って御説明させていただきますけれども、我が国におきましては、農業者の高齢化、それから耕作放棄地の拡大が急速に進む中で、農業経営の担い手として、若く意欲ある農業者を確保する、それから担い手に対して、農地の集積・集約化を進めることが喫緊の課題となっております。このため、青年就農者の就農支援や、農地の集約化に向けた各般の施策を実施することとあわせまして、農業者の老後の生活の安定とともに、意欲ある若い農業者の確保、規模拡大等を進める政策年金として、農業者年金を実施しているところでございます。

この1ページの上段部分でございますけれども、農業者年金は、昭和46年から国民年金の2階部分の年金として実施されてきましたけれども、農村部の少子高齢化が進展する中で、給付を受ける高齢世代と保険料を負担する現役世代のバランスが大きく崩れ、年金財政が悪化致しました。このため、農業者の声を現場から積み上げ、政府・与党による議論を経た上で、平成13年に抜本的な制度改正を行ったわけであります。

左下の囲みにありますとおり、旧制度につきましては、受給者に一定の負担、削減でございますけれども、それを求めた上で全額国庫負担により年金を支給することが決定されております。また、給付に要する費用が当面高水準で推移を致しまして、他の政策の予算額の確保に影響が出ることから、毎年度の国庫負担を平準化し、不足する額を借入金で対応するとともに、政府がその債務を保証することに致しました。

加えて、新しい制度と致しまして、右側でございますが、食料・農業・農村基本法の理念に即して、担い手となる農業者を確保するための政策年金を構築し、年金財政の安定性を最優先とするため、それまでの「賦課方式・確定給付型」から「積立方式・確定拠出型」に変更するとともに、若い認定農業者等を対象とした保険料の補助を行うことに致したわけでございます。

これらにより、現在、農業者年金基金では、旧制度に基づく受給権者約48万人に対しまして、年間約1,200億円を全額国庫負担により支給するとともに、加入者約11万人を対象に、約12億円の保険料補助による政策支援を内容としました新制度に基づく年金事業を行っているわけであります。

ページをおめくり頂きまして2ページ、旧制度についてでありますけれども、旧制度の受給者に対して全額国庫負担で年金を支給することになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、当面は高額で推移することになりますので、毎年度の予算額を一定の額に平準化して、不足する分を民間金融機関から借り入れて支給することとなっております。これを確実に実施できるように、法律に基づいて政府の債務保証を受けております。

下側でございますけれども、新制度で、農業者がリタイアする際に、農地等の経営資源が次世代に円滑に継承されて、農地の分散防止や利用集積を促進するとともに、現役世代から老後まで一貫したサポートが行えるように、現役世代の支援とあわせまして、年金制度を導入し、若い人に安心して農業を選択してもらうことをねらいと致しております。

1つ目の○でございます。このため、経営改善を行う若い農業者が年金の保険料を積み立てられるように政策支援の対象となるものに保険料相当分を補助致しまして、これを運用し、将来年金として支給することに致しております。

2つ目の○でありますけれども、政策支援の対象となる者が、20年以上農業者年金に加入して、次の世代の方に農地等を継承してリタイアしたときには、保険料の一部の補助とその運用益分を加算して支給するというように致しております。一例として申し上げます、この保険料の補助によりまして、最大で216万程度の負担軽減になって、次世代の農業者に経営継承が行われれば、特例付加年金を含めまして、月額でございますが、約6万円程度

の年金が支給されることになるわけであります。

右側でございますけれども、これらの業務を確実に実施するためには、借入金に対して政府による債務保証を受けることができるようにすること、それから、政策支援の対象となる要件を満たしているかどうかの確認や、あるいは年金の支給要件を継続的に満たしているかどうかの確認を行うなど、政策目的を確実に達成できることが求められるということがございます。また、役員の任命等、国の一定の関与によりガバナンスが確保されていることなど、要件を満たすことが求められるわけでございますので、農業者年金制度を確実に実施するためには、独立行政法人のもとで実施することが必要だと考えている次第でございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

○座長 ありがとうございます。旧制度、新制度ということで、いろいろ分けられたこと自身は理解できますが、いろいろ問題もあると思います。

○委員 御説明ありがとうございます。

非常に明解な御説明だったのですが、ただ、こういうことが必要であるというのが前提になっている気がするのですが、なぜ農業者についてこういう2階建ての年金基金があって、それが独法で運用されている必要があるのかというのが、いま一つ納得できないところがあるのですけれども、例えば漁業、林業にはこういうものはないわけですね。なぜ農業にだけ必要なのでしょう。

○農林水産省 農業者年金制度は、農業者を確保するため、農地資源を必ず継承してもらおうということが大変重要になってくるわけでございますけれども、林業について申し上げますと、林業に生計を依存する林家というのは、数としては非常に少ないということがございますから、林業者に対する政策年金を措置することは実態的には意義に乏しい。それから、林家という言葉で表す中はほとんど農家林家で、農業も行っておられる方ということになりますので、むしろ年金という視点からいえば、この政策年金で十分足りるのではないかとございまして。

また、漁業につきましては、漁業は公有水面で営まれるという特徴がございます。農業とは異なる特性を有しておりますので、農業と同様の、要するに、農地を始めとした経営資源を円滑に継承させていくといった政策年金に求められる必要性が、漁業の場合には見出しがたいということもありますので、漁業についてはこれは適用されていないと理解しております。

○委員 普通は漁業の方が船とか設備投資が必要で、円滑な承継の必要性が高いような気がするのですが。

○農林水産省 農業政策のときに問題になりますのは、農地が分散されるということが問題になりますので、我が国の土地利用型農業を特に考えますと、農地を集積・集約して、まとめていくということが大変重要でございます。そうしますと、経営者が高齢化して、後継者の方あるいは第三者の方に渡すときに分散してしまうことがないようにすることが

大変重要になりますので、これを防ぐための手法としても経営委譲が円滑に行われて、若い農業者の方に円滑に渡っていくということが大変重要になるということで、農業に特有の制度であると思っております。

○委員 しかし、旧制度から新制度に転換したときに、別に後継者でなくても加入できるようにしたのですよね。

○農林水産省 後継者の方といいますか、農業をやっている方であれば加入できるということになっておるわけであります。

○委員 分散を阻止する制度目的と全く合っていないのではないですか。

○農林水産省 農業者の方が加入を致しまして、それで将来的に補助を受ける場合には、経営移譲をして頂くということが重要になりますので、若返りが図られる。農地の経営資源がいつまでも高齢、80歳になってもまだ持たれるのではなくて、むしろその経営されている農地を次の世代の方に渡して頂く、高齢の方は年金をもらうということで、若い農業者の確保ということもつながっていく。そういうリレー的な仕組みとしても重要な制度だと思っております。

○委員 ですから、この制度があることで農地の分散化が阻止されているという、その因果関係がよくわからないのですが。

○農林水産省 分散という言い方は適切ではなかったかもしれませんが、次の世代の方に円滑に承継されていくということが、効果として大変大きいのだろうと思っております。

○委員 それならば、漁業だって同じですよ。

○農林水産省 漁業の方は公有水面を使っているということでございますので、農地という、基本的に移動できないような資源、これが非常に業としての制約になっておりますから。

○委員 公有水面を使っているかどうかは、年金の必要性は関係ないと思います。

○農林水産省 漁業の場合には公有水面を使っているということに対し、農地を所有あるいは利用するという性格を持っている。それをどう活かしていくかということが農業の場合の特性だと申し上げたわけでございます。

○委員 その点は、後継者育成のために年金が必要だというのは全然関係ないですね。

○事務局 漁業は高齢化したままでも構わないということなのですか。省としてそういう御判断なのですか。

○農林水産省 そう思っておりませんが、漁業の場合も、就業者を確保するというのは大変重要な課題だと思います。

○委員 納得できる説明ができないということはよくわかりました。

若くて意欲のある農家が必要だというのは誰しも認めるわけですが、そのための政策手段としては、何十年かたった後に年金で2階建てがあるというのは、どう考えても極めて迂遠な政策手段であって、他にも開業資金を確保するのが簡単になるとか、あるいは

は新しく農業を始める人にとって必要な知識、経験が得られるのが簡単になるとか、あるいは準備のためにいろいろなことを手当してもらえとか、そういったことの方がずっと重要だと思いますが、むしろそういうことで政策目的を達成すべきなのではありませんか。

○農林水産省 もちろん農業者の経営を助けるという政策手法は、融資とか、補助とか、それぞれの現役世代を対象にしたものがございます。ただ、老後の生活を安定させて確保することもまた大事な政策と思っております。若手の方につきましては、なかなか農業について頂けないという問題を解消するためには、老後の生活も見通せるような仕組みというのが大変重要だと思っております。

○委員 わかりました。ではこの制度があるおかげでどれだけ若くて意欲のある農業者がふえているのか、定量的に明らかにしてください。別にこの場でなくても結構です。

○座長 どうぞ。

○委員 年金があればという話ですけれども、既に全国農業みどり国民年金基金があるのは御承知のとおりだと思います。農業従事者はそちらも入れるわけですね。もし若い人が老後が心配だということになれば、国民年金基金にも入れるということなのですけれども、その点は、御省として農業者に年金はこの両方ありますよということによって、どちらかお好きな方へお入りくださいみたいなことをおっしゃっているのか、それとも何か別の説明をなさっていらっしゃるのですか。

○農林水産省 農業者年金基金は、業務自体は地元のJAとか農業委員会に委託をしているわけでございますけれども、その委託先の方で加入促進を進めております。その際に、農業者年金基金の方からは、みどり年金と農業者年金、客観的に比較したような資料も業務資料としては基金の方からお渡ししておりますので、その資料を見ながら受託先の担当の方が説明できるような体制は整えているということでございます。

○委員 そうしたら、わざわざ国民年金基金と農業者年金基金と別組織にしなくて、同じ年金運営をする組織、年金プランはいろいろあっていいわけです。民間生命保険会社だって確定拠出型のプランもあれば、確定給付型のプランもあればいろいろなプランがあって、それ相応に自由に選べるようにして販売しているというのが民間の生命保険会社のやり方ですね。だから、それを同じように、農業者年金基金と国民年金基金と、ある種同じように年金を運営する、プランは今までのとおり維持するとしても、ないしは政策年金とそこまでおっしゃるならば、お金の手当については引き続き御省がなさるということではあるけれども、独法1個置いておいて、そこにみどり年金とは別の年金を運営させるのではなくて、例えば国民年金基金と統合して、それで年金の運用等々の業務についてはそちらに委託してしまっただけで、あとはお作りになっておられる比較が可能な資料でもって販売を促進してやればいいのではないですか。

○農林水産省 先ほど申し上げましたとおり、農業者年金、政策年金制度がございしますが、例えば旧制度につきましては、既存の給付、旧制度で受給権を持っている方に支払わなければいけない。その債務が大変大きな額でございますので、現在借入れをしながら進め

ておるわけでございますけれども、借りるに当たりましては、政府の債務保証が必須になってきますので、その政府の債務保証を受けるためには、独法でなければできないという問題が出てきますので、やはり独法の制度として維持することが必要だと思っております。

○委員 地方公共団体金融機構という独法ではない機構も債務保証していますよ。

○農林水産省 今、申し上げましたのは、国の監督が行き届いた組織でなければ財政の援助ができないという法律がございますので、その例外として現在認められているものとして、独法であることが大変重要であるということでございます。

○委員 地方公共団体金融機構というのは、地方自治体の共同の設置機関であって、もちろん過去は公営企業金融公庫だったからというのはありますけれども、国の機関ではなくなったにもかかわらず、そこの勘定については政府の債務保証、政府保証債を出すということを引き続きやっているわけです。だから、継承する、つまり旧制度を承継するような勘定として移すこととセットで政府の債務保証も付してもらおうということにしておけば、基本的には技術的な問題は克服できると思います。

○座長 今の意見で全く正解だと思います。いずれにしても、旧制度をどうしてもというのであれば承継するか何かすればいいわけで、今の話というのと、新制度も含めた農業者年金をやっつけていかれるということとは、全く話の内容が違いますので。

○農林水産省 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律のことを申し上げたわけですから、みどり年金ではこれはできないということでもあります。

○委員 その法律はよく存じていますよ。だから、債務を承継するということがあった場合に、もちろん今、ここで私がこうできると言ったからといって、政策判断があるので、まだこれから詰めなければいけないことはあるけれども、少なくとも、今のところ地方公共団体金融機構というところは国の機関ではなくなったのだけれども債務保証は続いているというような前例が、少なくともあるということです。

○事務局 もう一つ例を挙げると、ゆうちょの場合には、旧制度のものは独法に残して政府で保証する、制度改正以降のものは民営化なのです。新旧の切り分けを行っているということがもう一つの例でございます。

○委員 旧制度をどう持っていくかはもちろん議論があると思いますが、そもそもこちらの農業年金基金でやっつけていっちゃう業務、1回大きく制度改正されたということなのですが、今後についても、高齢化も進みますし、農業を取り巻く環境がいろいろ厳しいこともありますし、いろいろなことを考えなければいけないと思うのですが、国としてガバナンスをどのように考えていっちゃうのか。先ほど、役員云々とかいう話がありましたけれども、そのレベルでできる話かなとも思います、どのようにお考えか御説明お願い致します。

○農林水産省 補助が入った制度を適切に運用していかなければいけないということもございまして、2ページにございましており、役員の任命もございまして、法人に対しまして、政策年金としての存続を維持させなければいかぬということもあって、自由に解散

することも許されないというような仕組みになってございます。

それからまた、個々の業務運営につきまして、当然、国としてのしっかりとした監督はするわけです。経営移譲というものが、要件が整った年金ということは維持される必要がございますので、それにつきまして、市町村、あるいは農業委員会に対する業務を委託した先につきましても、大臣が直接監督するような、立入検査をするような仕組みを設けて、制度運営として法律に従った業務運営ができるように担保するという事になっていくわけでございます。

○座長 時間の関係もありますけれども、冒頭に委員からも指摘があった新制度に基づく農業者年金事業によって、ここでもお書きになっていますような将来の担い手の政策支援に効果があったということであれば、それを具体的に示していく。あるいは、もしどうしても国民年金基金と別で新制度も運用されるというのであれば、その入っている加入層とどういう違いが実質的にあるのだというようなことがデータとして出てこない、旧制度だけどこかに承継すればいいのではないかという議論は強くなっていくし、それは非常に合理的だと思うのです。ですから、新制度がもし本当の意味合いで、おっしゃったような政策的な効果があるとするならば、そういうことは具体的に示して頂かないと、今、併存している国民年金基金のみどり年金との関係上、しかもその対象の条件が変わっているわけですね。ですから、そこら辺は議論してもいいですけれども、多分データがないと議論にならないので、そのデータの提供を事務局からの要請も含めてお願いしたいと思います。

○農林水産省 わかりました。

○座長 今日は少し時間が押しております、まだ十分な質疑が行われておりませんので、今、申し上げましたとおり、資料のお願いと、場合によっては追加的なヒアリングをまたお願いすることもあるかと思っておりますので、その節は御協力のほどお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省、農業者年金基金退室)

○座長 それでは、続きまして、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構からヒアリングを行いたいと思います。ただいまから文部科学省と日本原子力研究開発機構の担当の方が入室しますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、日本原子力研究開発機構入室)

○座長 若干お待たせ致しまして申し訳ございません。本日は御多用中のところ、関係の皆様においで頂きまして、誠にありがとうございます。

ヒアリングの進め方でございますが、冒頭、主務省である文部科学省から御説明を頂いた後、15分程度質疑ということを考えおります。説明でございますが、基本的には法人シートの様式6の「2. 個別法人の組織等の在り方について」に記載されました内容を中心に、簡潔に御説明をお願いしたいと思っております。

それでは、文部科学省から御説明お願い致します。

○文部科学省 よろしくお申し上げます。

私たちの方には、日本原子力研究開発機構の改革の方針について、5分程度でまず御報告申し上げるようにとのことでございます。よろしゅうございますでしょうか。

○座長 基本的にはそれで結構です。可能であれば、組織のをつけ足してください。

○文部科学省 お配りをしてございます横長の表、ここに改革の基本的な考え方を全てお示しをしてございますので、これに沿いまして、基本的に御説明を申し上げたいと思います。

1 ページ目、原子力研究開発機構は、御案内のとおり、元々は昭和31年、原子力研究所、そして原子燃料公社というところに端を発してございます。その後何回か改定と組織改革を行って、現在の日本原子力研究開発機構、平成17年からこのような格好になってございます。

原子力研究開発機構は、日本で唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関ということで活動して参っておりますけれども、この間、委員の方々には多分いろいろところで御心配をおかけしていると思っておりますが、「もんじゅ」の件あるいは再処理の件、そして喫緊はやはり「もんじゅ」でございますけれども、「もんじゅ」の安全点検の件、そして今年に入りまして、J-PARCの加速器の件、こういう事柄について、トラブルというか、不具合というか、そういうことが重なって参りました。

こういうことを踏まえまして、この5月でございます、文部科学省、文部科学大臣が、本来であれば機構自らきちんと改革ということが提案される必要があるかもしれないけれども、まずは主務省として考え方を示そう、こういうことから、この1ページの基本的な考え方を、外部の有識者に御参加を頂きましてまとめました。これは8月8日でございます。原子力研究開発機構にはいろいろ経緯はございますけれども、いろいろな改革、これが言ってみればきちんと身につけていなかった、あるいは形式的な統合はなされていて、業務の効率化も図られてはきたものの、全体として安全の考え方等々について組織として向き合うという態度がなくなってしまったのではないかと、あるいは業務の肥大化とについて十分なマネジメントができていなかったのではないだろうか、こういういろいろな指摘は、我々のところに頂きました。

これを踏まえまして、原子力研究開発機構の改革の基本的な方向ということで、下の方でございますけれども、安全確保を最優先として、これはトップの考え方、理事長でございますが、理事長がきちんと考え方を示し、職員の方々にその理事長の考え方が共有化できる、そういう仕組みを考えようではないだろうか。

あるいは、過去の経緯も若干ありましたけれども、何を研究開発するのか、そしてどこでやるのかというようなことが、複雑なマトリックス体制が若干生じておりますけれども、こういうような組織体制になってございました。これによって、指揮命令系統は必ずしも明確ではなかった、これを改める必要があるのではないだろうか。

監事の機能、これは若干経理的な機能に傾きすぎておまして、業務全体あるいは安全の考え方、こういうことについてもきちんと経営の問題として捉える必要があるというこ

とから、監事についても改める必要があるだろうということでございます。また、職員そのもののいろいろな考え方を、民間企業の電力でありますとか、そういうところに行って、身につけて帰ってきてもらう、そういうことも必要ではないだろうかということでございます。

また、業務の重点化でございますけれども、いろいろな業務をやってございました。原子力の研究開発の唯一の総合機関、何でも原子力機構ということがございました。これを重点化をする必要があるということで、原子力機構でなければできないことに絞ろうということで、4つでございます。

福島原発事故へのきちんとした技術的な対応、安全性向上の研究開発、人材育成、そして核燃料サイクル研究開発、特に「もんじゅ」でございます。この4つに重点化しようではないだろうか。これによって、例えば加速器みたいなもの、あるいは核融合のようなもの、これは技術体系として少し違うマネジメントが必要ではないだろうか。ここにつきましては、国内の他の研究機関への移管も踏まえて、切り離しを議論していく必要があるだろうということでございます。

「もんじゅ」につきましては、理事長のトップマネジメントが染み渡るような、そういう運転管理体制にする必要があるだろう、電力会社の協力が組織としてきちんと入っているような格好にする必要があるだろう、そして、保守管理につきましても、メーカー体制の見直しが必要だろうということを8月8日に原子力機構に伝えたというところでございます。

2ページ目、これに従いまして、原子力研究開発機構は、9月の末に自らこういう格好で改革をしたいということで、1年間の改革集中期間ということ踏まえて、改革計画のところでありませけれども、この赤で書いたところを中心に、具体的にやっていきたいということでございます。

3ページ目はその具体的な組織でございますけれども、左側の現状というところで、いろいろなセンターとか、部門とか、いろいろ入り乱れたような格好になってございましたけれども、再編後、それぞれの性格に応じた組織にするということ。

4ページ目、事業の合理化ということで、分離・移管、あるいは施設の廃止、事業の見直しと、個別事業の性格に基づきまして実施をしていきたいと考えてございます。

5ページ目、もんじゅの改革ということで、具体的には理事長直轄のもんじゅの組織にすること、そして、安全を優先とするような体制にするということでございます。

これを10月1日にできるところから始めておりまして、4月1日には組織改正、そして、9月末から1年間かけて集中改革期間としてこれを実現して参りたいと思っているところでございます。

説明時間をやや超過して大変恐縮でございます。以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

組織改革とかガバナンスの改革をなされているというのは、ある意味では非常に結構な

ことだと思えるのですけれども、ただ、トラブルといいましょうか、いろいろ問題を起こされている背景というのは、私はあまり詳しくないのですけれども、外から伺っていると、組織改革というよりも、むしろ職員の意識であるとか、例の統合による昔の旧動燃と旧原研の関係、そういう2つの若干違った組織文化を持っている組織の統合に伴ういろいろな問題についてのそういう御議論は、多分省内に置かれた部会でもされたと思うのですが、そういう御議論がもしあったとすれば教えて頂きたいのですが。

○文部科学省 まさに座長御指摘のとおり、旧核燃料サイクル機構、これはもんじゅ核燃料サイクルを中心に事業としてやってきているところ、旧原子力研究所、これは原子力の基礎研究をやっているところ、体質として違うということはございました。ただ、17年に統合化したということは、確かにそのときにデメリットも感じたわけですが、メリットの方が多だろうということから統合したわけでございます。

その結果、何年かやってきて、確かに統合効果はございました。高速増殖炉について、人員がやや分散されていたことが集中化できるようになったとか、いろいろな統合効果があったわけですが、ただ、事業を実施する業務部門と、研究をしていく研究者気質みたいなものと、少し相入れない部分があるのではないだろうか。これは改革本部の中で再三にわたって、外部の方からもその点についてはどうなのだという議論を頂きました。

我々自身は、統合によって、確かに違う性格の組織が、そんなに一朝一夕に1つになることは難しいということはわかってはいたわけですが、ただ、安全の問題でありますとかいうことについては、やはり理事長のリーダーシップがきちんと行き渡る組織にすることが大事だと思えました。従いまして、もんじゅにつきましては、今回理事長になりました松浦というのは旧原研の理事長でございますが、理事長の考え方がもんじゅという事業部門、言ってみればプラントのようなものなのですけれども、そのプラントは旧原子燃料公社、動燃から伝えたことです。そこまできちんといけるように、理事長直轄の組織にするのだというようなことで、理事長の安全意識が組織全体に行き渡るようにというような組織改正を、今、しつつあるということでございます。決して1つの組織で2つの指揮・命令系統があるとか、2つの伝統があるとかということがあってはいけないと思いますので、きちんと改めていきたいと思って、今回の組織改革とじているところです。

○座長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○委員 関連で御質問させていただきます。限られた時間で御説明ありがとうございました。

御説明を伺っていると、トップマネジメント、トップマネジメントという感じで、この改革は何か理事長お一人の肩にかかっているような印象を受けてしまったのですが、こういう大変な状況にあられて、どういうところに改革の糸口を見出すのかというのは大変なことだと思えるのですが、いろいろな独法のケースを見ていて、トップマネジメントがうまく機能しているケースというのは、別に理事長の方お一人の力量だけではなくて、やはりリーダーシップを発揮するのに足るだけのきちんとした組織の体制があって、改革を各部

門に促していくための、例えばいろいろな分析であるとか、経営戦略であるとか、そういうところがしっかりしないと、いかに理事長お一人がすごく卓越した方であられても、空回りしてしまうようなところがあると思うのです。もうちょっと組織的な面で、どういふふうにガバナンスを強化していかれるのかとか、この戦略企画室というのもちょっと浮いているような感じがしますけれども、どうやっていかれるのか、そういうところも御説明をお願い致します。

○文部科学省 3 ページ目が、具体的に組織改革の再編後なのですけれども、左と右をご覧頂きたいと思います。右が再編後なのですが、まさに今、委員御指摘のとおり、理事長のリーダーシップは大事なのですけれども、そのリーダーシップを全てについて理事長自ら実施するということはできませんし、理事長に対してのいろいろな戦略性あるいは情報の収集とかも補うというか、補足的なことをきちんとやるということが必要でございます。

従いまして、再編後でありますけれども、理事長のもとに直轄組織として、国際動向あるいはメーカーの体制等々をきちんと踏まえる戦略企画室を作ったり、あるいはその左のところ、先ほどちょっと触れましたけれども、部門とかセンターとかいうのが研究開発部門、研究開発拠点ということで入り乱れるというか、それなりの考え方があって整理されてはいるわけですけれども、全体として見るとややカオスみたいな感じになっている。これを、右の方であります、高速炉の研究開発部門、バックエンドの部門、それぞれの部門ごとに理事を割り当てる。

御案内のとおり、私なんかも経験があるのは、独法の理事というのは一体何をやっているのだというように多いわけですけれども、民間と少し違うことは違うかもしれませんが、経営に自らが責任を持つということ、それぞれの理事にミッション与えることから、各部門ごとに理事を割り当てて統括をしてもらう、そういうことに致しております。

ただ、安全の統括部と法務監査部という、これまでそういう組織があったかなかったかというところがあったのですけれども、ミッションがはっきりしていなかった、これをそれぞれきちんとした部をつくって、役割、ミッションをはっきりさせるというのが組織でございます。これは、実施致しますのは少し時間がかかるかもしれませんが、それぞれの部門の責任を明確にして、ぜひ実現していきたいと思っています。

○座長 どうぞ。

○委員 三人寄れば文殊の知恵という話もあるけれども、三人寄ると派閥が2つできるという話もあって、組織運営はなかなか難しいものだと思うのです。例えば3つの組織が2つの組織になって、いろいろ問題が起きたのでそれを1つの組織にしたら、また途端に問題が起きたというところもあるから、再編というのはなかなか難しいのだと思うのですけれども、今、説明して下さったような形で再編をする、これは一つ大きな足がかりだと思うのですけれども、もう一つの問題として、トップだけではなくて、真ん中あるいは下の方の横の連携がうまくいくのかどうかというところもあると思うのです。

それは何かというと、この組織はプロパーの方もいらっしゃるけれども、電力会社の方とか、メーカーの方もいらして、皆さんと一緒に知恵を出し合ってお仕事する、それは大事なことなのですが、その間の横の連携がうまくいっていなかったり、あるいは自分のところの仕事ではないというような形で消極的に譲り合いをすると、そういう中でいろいろ問題が起きると思うのですが、その辺の連携というのは、今回のいろいろな見直しの中でどうやって組織の体制をつくっていらっしゃるのでしょうか。ちょっとそれを伺いたい。

○文部科学省 今の御質問は、横の連携というのは部門間の連携でございましょうか。それとも今おっしゃったような原子力機構の職員とそれを支える民間、重工とか日立とか、そういうところとの連携と、どちらでしょうか。

○委員 後者の方です。

○文部科学省 後者については、これだけ大きな原子力を支える機構が、職員だけで成り立っているということは全くないわけですね。それを支えるプラントメーカー、あるいは電気機器メーカー、保守管理をする人たち、これはそれぞれの役割を明確にすると同時に、機能はきちんとプロパー職員が責任を持つ、そのプロパー職員のもとに、それぞれの、重工であり、電機メーカーが役割を果たすということが必要だと思います。そのときに、特にもんじゅのことなどは、自分のプラントなのだ、自分の施設なのだということを、職員のみならず、その重工であるとか、電機メーカーであるとかがどれだけ意識できたかどうか。そこは大事だと思っていて、単に与えられたことだけをやっているということでは、マイプラント意識がないのではないかというようなことから、そこは他の大きなプラントでは一体どんなことをやっているのかとか、職員の意識を醸成させるために、先ほど申し上げたような、職員を出して、向こうの経験を踏まえてこちらに帰ってきてもらうということもやっております。

あとは、メーカーに対しては、それぞれが自分たちで自分のこの施設、あるいは設備を支える、日本の研究開発を支えるということをぜひ意識をして頂きたいというようなことは、私も電力に直接伺ったり、今回は原子力機構ですけれども、理事長、あるいはもんじゅの所長、それぞれが電力会社、メーカーと直接いろいろ意見交換をしてやっているという状況でございまして。きちっとその点は留意して進めていきたいと思っております。

○座長 どうぞ。

○委員 なかなか大変なミッションで、本当に御苦労をお察ししますが、やはり原子力産業というのは、これからの日本をますます支える重要な産業だと思うのです。特に、新しい知識の開発、創出というのは非常に重要で、廃炉を含めた原子炉のマネジメントというのは日本の将来にとって非常に重要だと思いますが、他方で、原子力に関連する前向きな部分というのが、電力会社からごっそり落ちてしまって、後ろ向きの処理に追われているという状況ですし、また感情的な議論も非常に強い中で、この機構への期待というのは非常に大きいわけですが、その中で、先ほどミッションの中でおっしゃった、人材の養成、これからの日本を支える人をどうやって育成していくのかということは、私も

職業柄、非常に重要だと思ひまして、目の前にあるもんじゅをどうするかとか、そういったことももちろん重要なのですけれども、長期的な人材養成ということについてどういうふうに考えておられるのか。あるいはそれがこの組織再編にもしかして反映されているのであれば、どういうふうに反映されているのか、そこをお伺いしたい。

○文部科学省 人材の育成というのは、本当に原子力分野は大事だと思ひていて、いろいろな大学も原子力の学部、あるいは専攻科は少なくなっているし、学部・専攻科に入る人たちも定員割れをしているところも随分ある。東大はいいのですけれども、他のところは半分以上が定員割れをしている。したがって、この原子力機構の重点化を考えるに当たって、先ほど人材育成ということの一つの柱に申し上げましたけれども、まさにこの原子力機構の魅力というものが、若い人たちの、原子力を志す人たちの将来につながっていかねばいけない、そういう研究開発をする必要があるのだと。確かに廃炉の問題、今をどうするのか、これは大変な仕事なのですけれども、将来にわたって、国際的に見ると、原子力はどんどん進んでいます。日本は一刻もその遅れを、留まっていたはいけません。それを支えるのは若い人材なのです。若い人材がこの原子力機構にどうやって入ってもらうのか、これは大事だと思ひておりますので、重点の4つの柱の一つに、原子力の基礎研究及び人材育成ということを明確な柱にして、これから改革工程プランをつくって欲しいということをお願いして、今、原子力機構の中でも、それを踏まえて具体的なプランを作ってもらっている段階でございます。

○座長 政府全体の進めるエネルギー政策なり、原子力政策がまだ不透明でございますから、私どもとしてもこの独法見直しに当たって、なかなか具体的な、では、こういうところをしたらどうかということまでは行きついておりませんが、今後とも必要に応じて追加的なヒアリングありますとか、事務局を通じて資料の提供等をお願いすることになるかどうかと思ひます。

○事務局 率直に言わせて頂いて、この原子力開発機構というのは、独法の中で問題児なのです。会費の問題とかで、我々非常に迷惑を被っているのですけれども、こういう御理解で今後改革をやって心配なのですけれども、例えば、法人シート様式4の8ページのデメリットの記述ですね。先ほど、ミッションを明確にやるとおっしゃったのですが、明確な目標を設定してはできないとおっしゃって、独法制度とは基本的に目標を作って評価するという制度で、それ以外にどういうのをお考えなのかちょっとお聞かせ頂きたいと思うのです。

それから、この関係ですと、例えば13ページの様式7のところでも、この前の中間取りまとめの、独法制度は効率的な行政サービスが基本理念というわけで、法律を読んで頂くとわかるのですけれども、「効率的・効果的」と書いてあって、政策機能を実施となっていて、あとはこの引用でも、次にちゃんと「業務の効率性と質の向上」と文言的には引用されているのに、わざと「効率的に」しか書いていない。そういう発想だから独法制度を真面目に運用できていないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○文部科学省 先ほど申し上げたとおり、原子力研究開発機構は、別に効率性を無視した研究開発をしてないと申し上げているつもりはないのです。当然、効率性ということは重要なのです。業務の方法論としてやる必要があると。ただ、業務の効率性そのものが目的ではないだろうということなのです。多分、別のところでも、研究開発法人というところで議論させて頂いているのだろうと思いますけれども、1年ごとの目標が数字で表せられる、そういう法人もあるかもしれません。ただ、数字で表せられない法人もあるかもしれない。特に研究開発、そこは論文で幾つとか、それだけでは多分表せられないところがあるだろうと。質の向上、どういう質の向上なのだ、数値で表せとおっしゃると、なかなか数字で表しにくいところもありますねということなのです。

独立行政法人の全体の議論というのは、多分、科学技術・学術政策局の方から議論させて頂いていると思いますけれども、日本原子力研究開発機構においても、先ほど御指摘があったように、若い人材がぐっと入ってこられるような魅力ある機構に、組織にするためには、やはり毎年の業務量だけで評価されるようなものということとはなかなか難しいかもしれないと、そういう趣旨です。

それは実際上の組織運営として、研究開発を日本の基幹としてどうやって位置づけていくのかというようなことをきちんと御議論頂いているのだろうと思いますけれども、その中で原子力機構としてもその役割を担っていきたい、そういうことです。

○委員 確かに、研究は非常に時間がかかるから、単年度でやるというのは難しい、それはわかるのです。ただ、原研は、別に研究だけなさっているわけではないですね。いろいろな形で実際のオペレーションもなさっているわけです。それについても、プラスの評価を何点とつけることはできないかもしれないけれども、減点主義で評価したら、いろいろな問題があることは既に明らかですね。そのことも踏まえて、先ほどの指摘を踏まえてきちんと対応なさらないと、これだけ高い給与水準でお仕事なさっていて、それは非常に大事なことをなさっているというのはわかるのですが、研究者の方は世界のトップレベルで高い給与を払わないといけない、それもあるかもしれないですけれども、実際にはオペレーションしている人もいるわけです。

その中で、給与水準が高いわけですから、問題が起きないようにきちんとやって頂かないと。銀行も昔は床の間を背にして高い給与水準でやっても問題がなかったけれども、それがいろいろな問題が起きて、給与水準を下げたわけです。そうすると、原研も給与水準をちゃんと見直して頂かなければいけないということになりかねない。そこはどうですか。

○文部科学省 見直すべきところはきちんと見直す必要があるだろうと思います。給与水準の問題も、徐々にではないかとおっしゃるかもしれません。徐々にではありますけれども、下げる努力というのは一生懸命やっているところであります。ラスパイレスだけを使うのはいいかどうかというのは難しく、原子力機構が設置してあるようなところの公務員給与水準と比較するのはなかなか難しいかもしれません。ただ、それぞれの職員に応じ

た給与規定みたいなものをきちんとつくりとくとか、まさにおっしゃったようなことを踏まえて、直すべきところ、数値的にきちんとするべきところというのは多々あるかと思いません。そういう部分についてはきちっと対応していきたいと思っております。

○座長 先ほどの事務局から出た話は、要するに効率という意義をどう捉えるかということとも絡んでくるのですけれども、これはお書きになったのが日本原子力研究開発機構であるとすると、自ら独法であることを、自身の現状に対して自己矛盾といいたいまいしょうか、独法の枠内で研究開発法人を作るという考え方と、研究開発法人を独自に法律でつくるという案が今あるかと思えますけれども、いずれにしても、現段階において、独法の枠組みの中でいろいろ頑張っている組織が、それはなじまないと言ってしまうのは、本来的になじまないから云々というのであればわかるけれども、現在その組織で運用されて、評価も受けているものが言うのは少しどうかということと、効率という概念は、法律用語としての効率というのと、日常的な研究開発の分野の方が肌で感じておられる効率性という意味合いで多分お書きになっているのだと思えますけれども、これは公表されると、他の研究開発独法もあるわけですので、事務局がおっしゃることは、私は理解できます。他の委員の方はどうかかわからないのですけれども。

○日本原子力研究開発機構 原子力研究開発機構でございます。

今、様式4の話が出ましたけれども、せっかくこういう場でございますので、今の独立行政法人の制度について、原子力機構がどのように考えているかということ率直に述べさせていただきます。決して今の制度を否定し、あるいは効率化のための努力を怠っているということではございません。それらについては、別の資料で、過去の事務・事業の見直しとか、フォローアップについて、現在行われておりますいろいろな事務の合理化とか、契約の競争入札の進展とか、そちらについては、こちらの資料に書かせて頂いてございます。

○事務局 この原子力機構と、それから独法制度の議論をすると、制度の制約なのか、運用の工夫不足なのかということにいつも議論がなるのですが、例えば予算の次に恨みが高いのは、給料のお話なのだと思うのですけれども、先ほどラスパイレスのお話もありましたけれども、例えばラスパイレスで国家公務員並びにしてくれといったときに、年俸制とか、任期制、これは外しているのです。ですので、高い給与の人材を雇うときに、年俸制とか、任期制とか使って頂ければ、それはラスパイレスで縛られません。そういうところとか、あるいは調達のお話でも、国の調達制度の中でも緊急随契制度とか、1社しか供給できないものに対する随契は認められますので、そこら辺のところは、例えばJAXAなどは、あらかじめこういう具材はもう随契なのだというふうにルール化して、透明化して、こういう入札を開いても入札不調を繰り返されて調達が遅れるという非効率を自ら解消しているのです。ですので、確かに制度は横串的に通しているところはあるのですけれども、結構泳げるような仕組みというのは、制度は必ず作ってあって、制度が人を殺すということはないので、そこをもう少し工夫頂かないと、場合によっては効率重視で安全軽視だった

のが独法制度のせいだと言われると、それはつらいところがあるので、そういうところもあって、うちの方から8ページのここら辺の記述についてはお願い申し上げたのだと思います。

○座長 これはいずれにしても、両方を目指しているということが本来の制度の趣旨であったということが、事務局として一番おっしゃりたいことではないでしょうか。

○文部科学省 私も、別に独立行政法人の制度があるからこんなふうになっていると申し上げているつもりは全くありませんで、ここにメリット、デメリットと書いてある、そこは素直に今の状況を申し上げたかったということであります。

それと、今の独立行政法人の運用の問題として解決されているところも多々あるし、私もJAXAの担当所管でもございますから、それぞれの工夫のできる場所は最大限の工夫の中でやっているということであろうと思います。先ほどちょっと制度論を言ってしまったのは、片方で研究開発法人制度というのは議論されておられるでしょうから、その中の研究開発というところは、原子力研究開発機構の研究開発も同じような部分がありますよと。若い人たちが入ろうとするところが、何か研究開発ではないよねと言われてしまうと、ちょっとがっかりする面もあるので、その部分は十分御留意頂きたいなと思います。

○座長 いずれにしても、共通認識を持つことは非常に重要ですので、この機会に、独法制度自身が質の向上も目指しているということで御理解賜ればと思います。

先ほど言いかけた話なのですが、そういうことも含めまして、また追加的な資料の提供でありますとか、ヒアリングを行うこともあり得ますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(文部科学省、日本原子力研究開発機構 退室)

○座長 続きまして、原子力規制委員会所管の原子力安全基盤機構について、10月25日に同法人の解散法案が閣議決定され、今臨時国会で審議予定と聞いております。廃止後は規制委員会の方に統合されることのようなのですが、その経緯と概要について、事務局から御説明を承りたいと思います。

○事務局 事務局から御説明致します。資料3「原子力規制委員会所管 原子力安全基盤機構」でございます。

表紙をめくっていただいて、まず原子力規制組織の背景について御説明したいと思います。左側、右側に分かれていますけれども、かつての原子力規制組織につきましては、各省などで別々に規制が行われていたといった状況ですとか、推進と規制が一つの組織で行われていたといった問題がございました。それから福島第一原子力発電所での事故を受けて、原子力規制委員会が設置されたわけですが、その目的としては、上に書いてあるとおり、独立性の確保として、規制と利用の分離を徹底し、環境省の外局に独立性の高い3条委員会として原子力委員会が設置されました。もう一つ、原子力規制組織の一元化を図るため、原子力安全規制ですとか、各セキュリティなどの規制が原子力規制委員

会に一元化されました。その際、原子力安全基盤機構、JNESにつきましては、右の下に書いてございますけれども、原子力規制委員会所管の法人ということになりまして、原子力規制委員会設置法の附則におきまして、速やかに廃止し、国に統合するといったことが盛り込まれたところなんです。これが背景でございます。

原子力安全基盤機構の概要ですけれども、資料の2枚目をご覧くださいと思います。この法人は、非公務員型の独立行政法人として、平成15年に設立されております。予算規模は25年度でいうと、約201億円となっております。職員数につきましては498名で、うち常勤が401名となっております。年齢構成を補足しますと、50歳以上の職員の方の比率が高い状況となっております。といいますのは、原子力発電所の建設が進められていて、原子力産業が盛んだったときに、プラントメーカーなどの原子力関連業界に入って、その後、原子力の安全ですとか、原子力発電所の検査を行っていた公益法人というものに移籍をされ、さらにJNESに移った技術者が多い、それで高齢の方が多いという状況となっております。主な業務と致しましては、研究業務としては、原子力の安全に関する研究、検査業務としては、原子炉等規制法に基づく、原子力発電所の検査ですとか、安全審査を国と分担して実施しています。防災業務として、原子力災害に備えまして、例えば原発のプラントデータをリアルタイムで把握できるような緊急時のシステムを構築・運用している、そういった業務が行われております。

今回のJNESの解散法案の概要ですけれども、資料の3枚目でございます。①、②、③、④と書かれております。一つは、JNESの廃止、国への統合と、2つ目がJNESの原子力規制委員会への職員の引き継ぎです。3番目として、引き継がれた職員の処遇の関係、4点目として、法律上、JNESが行っている業務を移管するための措置ということになっております。ポイントとしましては、3番目の職員の処遇の関係でございます。一番下に環境委員会の決議が書かれておりまして、その中で一番下に、処遇の充実の措置を行うこととされております。先ほど職員構成のところでも触れましたけれども、50歳以上の方が多いというJNESなのでございますけれども、特に60歳以上の技術者の場合、国に移籍することによりまして給与が下がりますので、今回の法案におきましては、その救済措置という位置づけだと思うのですが、特別の手当というものが支給されています。したがって、これによって、専門的な知見、経験を持つ技術者を一体的に原子力規制委員会に引き継ぐことができる、そういう構造となっております。

以上でございます。

○座長 これは報告事項ですから、承っておくということでよろしゅうございましょうか。

○事務局 はい。

○委員 この引き継がれた職員は公務員になるのですか。

○事務局 はい、公務員です。

○座長 それでは、むしろ今日のもう一つの重要な議題であります、独立行政法人が実施する金融業務のガバナンスについて議論をしたいと思います。最初に、事務局から独法の

実施する金融業務のガバナンスにつきまして、説明をなるべく簡潔に行って頂いて、その後、議論を行うこととしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○事務局 金融業務を実施する独立行政法人のガバナンス等の検討について説明させていただきます。ガバナンス等の検討の必要性については、委員御承知のとおり、金融業務を行う独立行政法人については、内部ガバナンスの高度化が業務の性質上必要なのではないかとということで、民主党政権時代の検討以来、引き継いで議論しているものでございますが、今回改めて一から検討を行っているところでございます。

内部ガバナンスの高度化の対象となる金融業務についてですが、19年の独立行政法人整理合理化計画策定の際の基本方針では、「金融業務等」として、資金の貸し付け、債務の保証、出資、債権の買い取り・譲り受け、共済、保険それから利子補給というのが入っていたのですが、今回、利子補給については金融というよりは財政的なものだろうということで対象から外しまして、それ以外のものについて、金融業務として検討していくという形にさせて頂いております。

次に、金融業務を行う法人の内部ガバナンスの高度化についてですが、金融業務を行う法人の財務の健全性及び適正な業務の確保のためには、まず、法人自らが内部に業務の適正を確保するための体制整備等を行うことが前提となります。このため、金融機関などからもお話を聞いたりして、次のような高度化をしたらどうかということで検討させて頂いております。

まず、対象でございますが、内部ガバナンスの高度化を図る対象法人ということで、基本的に金融業務を行う法人については、内部ガバナンスの高度化を図ることとしたいのですが、ただし、貸し付けの実施等について法人に裁量がないとか、事業の規模が非常に小さいとか、経過措置で新たな業務が行われていないというような場合には、例外とさせて頂ければと考えております。

それから、内容の方でございますが、まず金融業務の特性を踏まえた内部体制の整備ということで、リスクを統合的に管理するため、外部有識者等で構成されるALM・リスク管理委員会等を設置して、そこに理事等も入ってリスクコミュニケーションを図っていくというようなこと、これは一般に金融機関でやられていることでございますが、そういうことを入れていったらどうかと考えております。それから、内部監査体制、これは監事とは別に、日々の業務を監視、点検していく監査部等をちゃんと整備していったらどうかということでございます。

それからリスク管理に必要な指針の作成、これは当然のことではありますが、リスク管理に必要な指針などを作成してもらおうと。それから、審査回収等についての職員研修の充実ということも必要かということでございます。

また、常勤監事の設置ということで、一定規模以上の法人については、常勤監事を置いてもらったかどうかと。

それから、事業別の収支情報の情報開示ということで、金融業務はいろいろございます

ので、透明性を高めるという今回の独法改革の趣旨にも沿って、金融事業別の収支情報等情報を開示してもらったらどうかということでございます。

4つ目は、法律事項になりますが、ほかの金融業務をやっている独法の中に今でも規定があるところはあるのですが、役職員の守秘義務規定というものを設けたらどうかということでございます。

次に、もう一つ法制的な措置が必要だということで、金融庁検査の導入についての議論でございます。金融庁検査の意義等ということで、現在でも政策金融機関や一部の独立行政法人については、既に金融庁検査が導入されております。この場合の考え方といたしましては、「業務に係る損失の危険の管理」について、金融庁検査を導入するというのが、これまでの法制的な整理になっております。これはリスク管理について、主務大臣の立入検査権限を内閣総理大臣に委任する、実際には、金融庁長官に再委任されているわけでございますが、そういう形で法制的な手当がなされてきていると。

この趣旨は、金融庁が専門性の高いリスク管理に係る体制等について、ノウハウや専門性を活用して検査を行い、それを主務大臣に報告して、主務大臣が適切な監督を行っていくということで、全体としての業務運営の適切性を確保していくというようなことを考えているということでございます。一方で、金融庁が民間金融機関に行っている検査といたしましては、ほかに経営管理の話とか、金融の円滑化の話とか、法令遵守体制などもございます。ただ、政府内の分担管理という観点で、これについては主務大臣が自分で実施してやってほしいと。これについて金融庁が検査を実施する意義は乏しいのではないかとということで、従来の法制的な考え方では、金融庁の検査の対象としていないという整理になってございます。

また、金融庁が持つノウハウや専門性を生かせないというのでは、金融庁がやっても意味がないということなので、それを整理してはどうかということでございます。業務の検査において金融庁が持つノウハウや専門性を生かすことができるかということで、民間金融機関でやっている検査のノウハウが生かせるようなものかどうかについて検討を行って、金融庁検査の対象とする法人業務を選定していきたいと考えておるところでございます。

以上から内部ガバナンスの高度化を行う法人と金融庁検査を導入する法人の業務を整理したところ、福祉医療機構、中小企業基盤整備機構、農林漁業信用基金、それから奄美群島振興開発基金。これらの法人については、内部ガバナンスの高度化と全部又は一部の業務に対する金融庁検査の両方を入れていったらどうかということでございます。それから、農業者年金基金、日本学生支援機構、勤労者退職金共済機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、森林総研につきましては、金融庁検査を入れるメリットはないのですが、金融業務を行っておりますので、内部ガバナンスの高度化はやって頂いた方がいいのではないかとということで整理してございます。

それ以外の金融業務を行う法人、北方領土問題対策協会などにつきましては、先ほど言いました例外規定の関係でやる必要がないのではないかとということで整理をさせて頂いて

いるところでございます。

雑駁でございますが、以上、御報告させていただきます。

○座長 これは、内部ガバナンスの高度化などの内容と内部ガバナンスの高度化・金融庁検査を導入する対象法人・業務を確定する、2つ線があるわけですね。

○事務局 そうです。一応ガバナンス高度化の中でも金融庁検査を入れるものという。まだ個別の話は今後ありますので、御疑問とかあれば。

○座長 どうぞ。

○委員 御説明どうもありがとうございます。基本的にはこれでいいと思います。非常に練られた内容で、かつ特にガバナンスの高度化というのは、金融業務を営む独法であれば不可欠だと思います。そこで、必ずしも金融庁検査になじまないような形態のものがあるので、金融庁検査を外す話にしたというのは、それもよくわかります。

象徴的に言えば、日本学生支援機構は、もちろん、これは金融ではないというへ理屈を言う人もいるのだけれども、いやそんなへ理屈は許さないということだけれども、さすがに金融庁検査になじまない。つまり金融庁に個別学生の債務、機構側から言えば債権についてのリスクをどういうふうに図るのかという検査を、彼らは直接ノウハウを持っているわけではないので、それはさすがに金融庁に任せれば大丈夫だという話ではない、そういう筋合いのものでありますので、金融庁検査を外すということはいいと思うのです。

別にそこを目の敵にしているわけではないのだけれども、あえて日本学生支援機構を象徴的なので挙げさせて頂くと、では、主務大臣が金融庁検査を導入しないという分、きちんと見られるのか、厳しく見られるのかということと、ある種、利益相反的な関係にある、つまり奨学金を与えて教育を振興したいと思いつつも、その反面、本当に返済できる能力がある学生なのかどうなのかということと、それを甘く見てしまっていて、それでどしどし貸してしまっていて、結局は延滞するということになってしまうということを、大臣自身がどうそれを克服していくのかというのは、大臣に任せればいいとしては余りにも心もとないという感じがあって、もう少し制度的にそこを担保できるような政策的配慮という話と、リスク管理という話は、主務大臣の中で矛盾しないような仕組みが何らかの形で埋め込めるといいのかなと。

それは、もちろんガバナンスの高度化という話とも関係しているので、そこはガバナンスの高度化という話で克服できることならばそれもそれでいいのしょうけれども、やはり最終的には主務大臣という話になってくるので、主務大臣の中で矛盾していることをあわせ持っていて、それをきちんと整理せずに、そのままマッチポンプみたいな話にしてしまうということだと、せつかくの高度化という話が、運用のところでないがしろにされてしまうという心配があって、そこは今後詰める必要があることかなと思います。

もう一つは、金融庁検査を導入することとした業務についても、その法人が現行のまま存続することが前提にはなっていないということを切り離しておく必要があって、それこそ先ほどの議論ではないですけども、農林漁業信用基金は金融庁検査を入れるというこ

とでいいと思うのですけれども、だからといって、その独法が単体で存続できるということのお墨つきを与えたわけではないということを明確にしておく必要があると思います。

以上です。

○事務局 学生支援機構の方は、まさにおっしゃるように地銀並みの貸付量なので、これは別のワーキングでも御議論頂いておりまして、先生の問題意識をよくお伝えしてやっていきたいと思います。

農林漁業信用基金は、まさにおっしゃるとおりでございますので、当然株式会社になれば金融庁検査が入るはずだったのですが、いずれにしろ、形態にかかわらず対象業務については入れて頂くということで調整したいと思います。

○座長 どうぞ。

○委員 全体的な方向は、これで本当にいいと私も思います。細かいところですが、気がついたところを申し上げさせて頂くと、できることであれば、独法のやっている金融業務というのは、今回ここにかかってくるようなところは大きいところが多いのですけれども、この前の奄美群島振興開発基金の議論ではありませんけれども、本当に融資という手法でやるのがいいのか。できることであれば、もう一段踏み込んで、財務省でやっていらっしゃるような政策コスト分析のようなディスカウント・キャッシュフローをはじくような分析まで踏み込んでやってもらうと、同じ支援をするにしても、お金を貸す形でそれをずっとまけてあげ続けるのがいいのか、だったらもう最初から補助金で差し上げる方がいいのかというようなこと、そういうことの立ち返った議論なども、本当はあった方がいいのではないかなと思いますので、ものによっては、そういうところまできちんと分析をしていただくようにして、主務省にもきちんと本当の意味での政策の手段がそれでいいのかということを考えてもらうようにしたらいいのではないかなと思います。

同じようなことは、今回は対象になっていないのですけれども、例えば自動車事故対策機構の生活資金貸付なども、私も政独委の関係ではじいたことがあるのですけれども、やはりそうすると貸付で行うことが適当か疑わしいのです。本当にこのままやるのがいいのかというのが出てくるので、そういうこともやってみた方がいいのではないかなと思います。

もう一点は、先ほど委員がおっしゃられたことにも関係しますが、主務大臣の決め方がいいのかというような疑問を持つところが実はいろいろあって、国立大学財務・経営センターの病院向けの貸し出しの話であるとか、北方領土問題対策協会とか、本当に額は小さいと思いますけれども、同じようなこともあると思うし、自動車事故対策機構の話とかだっているし、学生支援機構は先ほど委員がおっしゃられたとおり、まあ貸すは貸すはでございますね。それで、延滞率が多分その分上がっているみたいなのですけれども、余りそういう数字を文科省も出したがらないみたいですし、そういうところについて、今回は、独法で金融業務をやっているところについて、グリップをかけて、ガバナンスの高度化とか、金融庁で検査していくということはもちろんいいのですけれども、それ以外の視点についても、別に機会があればということかもしれませんけれども、考えていった方がいい

かなと思います。

○事務局 そこは内部的にも議論したのですが、主務大臣がやっていることを評価する枠組みというのは何かというと、それは各省で行われている政策評価であり、第三者評価の委員会であり、あるいは総務省が行っている行政評価、昔の行政監察ですか、そういうところが言うしかないのかなと、私は頭の中を整理しているのですが。

○座長 私もそう思いますね。そこの整理はないので、独法制度というのは、たとえ名前が変わったところで、主部大臣が中期目標を定めて、今度は新しい改正法なんて、主務大臣が自ら評価することになっているわけですから、そこをどうやって律するかというのは、これは政治的コントロールなんてないわけですから、それは第三者機関をつくっても無理ですよ。それはできないことはないかもしれないけれども、日銀的なそういうイメージでしょう。

○事務局 今回おっしゃっているように主務大臣に評価を一元化いたしますので、広い意味では政策評価の中で連結して評価して頂く。具体的なルールは今後また総務省の行政評価局でよく考えていかなければいけないと思うのですけれども。

○座長 総務省の行政評価のモニタリングに期待するという事はないですね。

○事務局 予算が支出されないと対象とはならないのですけれども、行政事業レビューというのも、別のラインで御尽力頂いてやっておりますが、今の議論も含めてやっていければと思います。

○座長 これ1回で今日決着するのですか。

○事務局 まだです。

○座長 では、これは時間もあるので、お持ち帰り頂いて、また議論をできるわけですね。とりあえず、本日はこれまでにしておきたいと思います。

○事務局 お気づきの点があれば、事務局に送って頂ければ、もう一回やるにしてもその方が効率的にできますので。

○座長 これにつきましては、引き続き議論を進めて参りたいと思います。今回の独法の金融業務のガバナンスの議論は、本日はこれで終わりにしたいと思います。事務局も、今回の議論を踏まえまして、検討・調整を進めて頂ければと思っております。

以上で、本日のヒアリングと金融業務のガバナンス等の議論は終わりということになります。

○座長 本日のヒアリングを踏まえまして、各法人の主要論点における本ワーキング・グループとしての現時点の意見は、これから申し上げるとおりかと思えます。申し述べますと、まず農林水産省所管の森林保険特別会計、森林総合研究所につきましては、まず第1点と致しまして、森林国営保険の移管、森林保険特別会計につきましては、森林保険業務は森林総研、独法の方に移管し、森林保険特別会計は廃止するという事だと思えます。

第2点と致しましては、この森林保険業務が移管された場合においては、これは区分経理を明確にすると。それと同時に、森林保険業務のリスク管理体制の整備・強化を図ると

いうことにつきましても確認を致したところでございます。

農林水産消費安全技術センターにつきましては、一番の論点は、職員の非公務員化でありましたが、現時点におきましては、公権力の行使等が向こうの理由でありましたが、公務員である必要性について明確な理由は示されなかったため、理由を再整理させて、必要性が明確でなければ非公務員型の独法に移管するように求めて参りたいと思います。

2番目は、登録検査の手数料につきましては、受益者負担の観点から、業務コストを示させまして、それに見合う手数料にするよう引き続き求めて参りたいと思います。

農林漁業信用基金につきましては、懸案となっておりますのは、日本政策金融公庫との統合につきましてであります。これは日本政策金融公庫との統合により、公庫が農林水産分野において、保証に対する信用保険と融資をともに行うこととなることにより、顧客利便の向上など、シナジー効果を見込める方向の可能性があるのでございますので、統合等を含めて検討を求めて参りたいと思います。

2番目のガバナンスの強化につきましては、金融庁検査を導入するというところであります。

引き続きまして、農業者年金基金の必要性についてであります。農業者年金基金の必要性や政策効果、これについては明確な回答がまだ得ておりませんので、まず明確な回答を求める。それと同時に、他の政策で代替可能かどうかにつきましても、整理して検討をして参りたいと思っております。

2番目は、全国農業みどり国民年金基金との整理統合についてであります。民でできることは民でという観点から、旧制度や新制度などを含めて、全国農業みどり国民年金基金との整理統合の可能性につきまして、検討を求めて参りたいと思います。

次が、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構であります。これの改革についてヒアリングを行ったわけでございますが、現時点におきます同研究開発機構の計画の方向性、取組状況などを確認したところであります。しかしながら、法人の主要な業務や施策につきましては、今後のエネルギー政策でありますとか、原子力政策の議論に大きく影響されることから、まずはその帰趨を見定めることとしたいと考えております。

最後に、金融業務を実施する独立行政法人につきましてであります。これの内部ガバナンスの高度化及び金融庁検査の導入につきましては、引き続き内部ガバナンスの高度化及び金融庁検査を導入する法人につきまして、検討を進めていくということとします。

以上でございますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 それでは、今ののでよろしいという意見の一致をみました。

本日の会合はこれで終わりであります。時間が超過致しまして申しわけございませんでした。ありがとうございました。